

行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み

平成16年2月
兵 庫 県

行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み 目次

1	はじめに	1
2	見直しの考え方	1
3	見直しの内容	2
	(1) 組織	2
	(2) 定員・給与	2
	(3) 行政施策(投資事業、事務事業、公的施設、試験研究機関)	3
	(4) 自主財源の確保	4
	(5) 先行取得用地	4
	(6) 公社等	5
4	新規施策分野への取組み	5
5	成熟社会型行政の推進	7
6	今後の財政見通し	9
7	留意事項	9
	(参考) 行財政構造改革推進方策の総点検の経緯	10
	(別表) 現行制度の見直し内容	

1 はじめに

県では、平成12年2月に「行財政構造改革推進方策」(以下、「推進方策」という)を策定し、平成20年度までの10年間を改革期間として、健康・福祉対策、教育や環境、新産業の創造、個性と魅力ある地域づくりなど成熟社会における課題に的確に対応するための新規施策の推進や、県民の参画と協働の推進など成熟社会型行政手法の導入促進、組織や定員・給与、行政施策の見直しなど行財政全般にわたる様々な改革を着実に進めてきた。

しかし、厳しい経済情勢を反映して、近年、県税収入が急激に減少しており、今後、歳入面において推進方策の見通しを大きく下回り、平成16年度から20年度までの5年間で、収支不足額が約2,550億円増加することが見込まれる。

また、市町村合併の具体化や公共事業関係費の抑制、三位一体改革の取組みなどの環境変化に伴い、組織や定員・給与、行政施策など、それぞれの分野で、対応すべき新たな課題が生じている。

こうした状況の下、推進方策策定以降の社会経済情勢の変化や国の政策動向、県の財政状況等を踏まえ、推進方策の総点検を行い、平成16年度から20年度までの5年間に実施する改革の内容を取りまとめた。

2 見直しの考え方

人口が増加し、経済も発展する成長の時代から、少子高齢の成熟化の時代に移行し、大幅な財政収入の増加が期待できない状況や、本格的な地方分権の進展により地方が果たすべき役割が増大する中で、中長期にわたる健全な行財政運営を確保しつつ、少子高齢化に伴う健康・福祉、教育や環境、産業・雇用など、21世紀の兵庫づくりに欠くことのできない政策課題に的確に対応していくことが求められている。

こうした認識のもと、組織、定員・給与、行政施策等の徹底した見直しを図ることにより、成熟社会にふさわしい行財政システムを確立し、新しい時代の県民の要請に応えうる県政を機動的に推進する。

この改革を行うことにより、安全と安心の確保、地域の元気と活力の創造、総合的な少子化対策をはじめとする未来への期待、共生と循環の実現、新しいふるさとづくりなど、これからの時代に求められる諸施策を重点的に展開し、県民の参画と協働を基本姿勢に、21世紀の兵庫、“美しい兵庫”の実現をめざす。

3 見直しの内容

(1) 組織

本庁については、幅広い分野にまたがる課題に対する横断的な施策の具体化や総合的な対応を図るため、今後とも引き続き、部の大括り化という枠組みを基本としつつ、その時々々の行政課題に対応して、適切な組織の見直しを進める。

県民局については、県民への定着状況、市町合併の進展状況等を勘案し、当面は10県民局体制を維持するとともに、組織の簡素化を図り、効率的で県民に分かりやすい組織とする。

また、現行の事務所は原則として存置するとともに、事務所機能の純化、機動化を図るため、各業務ごとに、県民局管内の企画立案・総合調整機能及び所管業務全般を担う事務所（圏域事務所）と県民に身近な業務、現地性が強い業務を所掌する事務所（地域事務所）とに再編する。

(2) 定員・給与

ア 定員

一般行政部門については、事務事業、組織、公社等の新たな見直し、事務執行体制の効率化等を踏まえ、業務量に応じた見直しを行う。なお、教職員については児童生徒数の推移や教職員定数改善の状況等、大学教職員については県立大学の統合や大学院の拡充等、警察官については国の配置基準の改正等をそれぞれ考慮する。

さらに、現下の厳しい雇用情勢やライフスタイルの多様化に伴う様々な就業志向へのニーズに対応した雇用機会を創出するため、公務部門におけるワークシェアリングを拡充する。

イ 給与等

特別職及び管理職の給与について新たな引下げを行うほか、一般職についても国及び他の地方公共団体の職員並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、引き続き見直しを行う。

また、費用弁償の観点から旅費の見直しを行うとともに、現行の旅費制度についても、国や他府県の動向、旅費のあり方等を踏まえて検討する。

(3) 行政施策（投資事業、事務事業、公的施設、試験研究機関）

ア 投資事業

地域間・分野間の均衡を図りつつ、成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、県民の参画と協働により策定した「社会基盤整備の基本方針・プログラム」に基づき、計画的・重点的な推進を図るとともに、21世紀兵庫長期ビジョンがめざす「多彩な交流社会」を実現するため重点プログラムを着実に推進する。

特に、県民の安全と安心の確保、豊かさが実感できるまちづくりなど県民生活の向上に重点を移すこととし、施設の耐震化・老朽化対策、歩道のバリアフリー化や渋滞交差点解消プログラム、電線類の地中化、市町合併を支援するための県道整備事業などについて、一層の推進を図る。

また、整備を進めるにあたっては、重点化・効率化の推進、「つくる」から「つかう」へ、参画と協働の推進を基本として、事業のスピードアップ、総合的なコスト縮減、既存ストックの有効活用、事業の早期段階における合意形成手続きの導入などに取り組む。

国の骨太の方針や三位一体改革において公共投資関係経費及び地方単独事業費の抑制方針が示されていることを踏まえ、本県の社会資本整備等の状況も考慮し、今後の事業量について見直しを行う。

さらに、事前評価等を継続して実施するとともに、事後評価制度を導入するなど、評価制度の充実に努める。

イ 事務事業

県民主導による地域づくりや地方分権の進展、地方行財政基盤の充実強化の方向等を見据えつつ、国と県、県と市町、県と県民との新しい関係の構築を引き続きめざすとともに、画一から個性、量から質への時代潮流の変化や少子・超高齢社会における社会保障制度改革の動向等を踏まえながら、成熟社会にふさわしい施策の効果的な選択と重点的な展開を図る。

このため、事業の必要性や民間・市町との役割分担、有効性・効率性、受益と負担の公平性等の観点から、すべての事務事業について、的確な評価・見直しを行う。

また、電子県庁及び環境率先行動の推進により県民サービスの向上や環境負荷の低減等を図りつつ、事務経費の削減に取り組むなど、行政コストの縮減に努める。

ウ 公的施設

推進方策の評価基準に基づく施設の廃止や移譲などの見直しを進めるほか、指定管理者制度の導入により、利用の促進、運営の効率化等を進める。

また、宿泊施設については、民間施設との競合の状況等を踏まえ、公社等の自主的な運営を推進する。

エ 試験研究機関

推進方策及び中期事業計画に基づく業務の重点化の方向等を踏まえ、研究評価システムなどを活用し、業務の徹底した評価、見直しを行う。

また、大学や民間等との連携強化と役割分担等も図りつつ、危機管理や食、環境といった県民の安全・安心の確保など新たなニーズや課題に効率的、効果的に対応する。

(4) 自主財源の確保

税収確保対策の充実・強化による県税収入の確保、使用料・手数料の適正化や県有地の売却処分など自主財源の確保に努めるとともに、課税自主権を活用するための具体的な検討を進める。

また、分権型社会の構築に不可欠な地方の財政自主権の確立に向け、三位一体改革の具体化を図るため、全国知事会等との緊密な連携のもと、国への働きかけを強化するとともに、地方公共団体からの具体的な提案を積極的に行う。

(5) 先行取得用地

将来の計画的な地域整備や無秩序なゴルフ場開発等の抑制を図るために公社で先行取得した用地について、本格的な事業化に向けた利活用の幅広い検討を行うとともに、それまでの間、里山林等として整備を行うなど、先行取得用地の有効活用の促進を図る。

また、公社での長期保有用地を縮減するため、県による買戻しを進めるとともに、当面買戻しを行わない用地について、将来の買戻し価格の抑制を図るための対策を講じるほか、土地開発公社に集約して管理の明確化を図る。

(6) 公社等

推進方策及び平成13年度に実施した総点検に基づき、統廃合や経営改善の促進を図るほか、指定管理者制度の導入、特殊法人改革などの環境変化を踏まえ、OB職員やNPOの活用、外部委託の推進、事業執行方法の見直しなど新たな総点検に取り組み、財政・人的支援の適正化を図る。

また、公社等の運営の透明性の向上を図るため、情報公開や外部監査の導入を促進する。

企業庁については、「企業庁経営ビジョン」に基づき経営基盤の強化等を図るとともに、病院事業については、「病院構造改革推進方策」に基づき自立した経営基盤のもとで医療内容の充実を図る。

4 新規施策分野への取組み

少子・超高齢社会への移行や社会の成熟化、地球環境問題の深刻化などの潮流を踏まえ、創造的市民社会、環境優先社会、しごと活性社会、多彩な交流社会といった全県的な将来像を提示した21世紀兵庫長期ビジョンのもと、県民の参画と協働を基本姿勢に、“美しい兵庫”の実現をめざす。

このため、新規施策のための財源を確保しつつ諸施策を推進しているが、今後、特に次に掲げる各分野の施策を重点的に推進する。

ア 安全と安心の確保

復興の総括的な検証を踏まえ、阪神・淡路大震災の残された課題に対応するとともに、住宅再建共済制度の実現、国際的な防災・人道支援拠点の形成等により大震災の教訓の継承・発信を図る。

また、東南海・南海地震対策等により防災の備えを充実するとともに、地域の防犯力強化、食の安全・安心対策等、県民の暮らしの安全確保を進める。

イ 元気と活力の創造

デフレ経済下における県内産業の振興を図るとともに、第二創業・新分野進出やコミュニティ・ビジネスの展開等を支援し、地域経済の活性化を進める。

また、構造改革特区による新しい取組みを推進するとともに、Spring-8等を生かした科学技術の振興やITの活用を図り、地域創造力を創出する。

ウ 未来への期待

社会の重要な構成要素である家庭・コミュニティの対策を充実するとともに、総合的な少子化対策や、障害の有無、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすい生活環境の創出をめざすユニバーサルな社会づくりを推進する。

また、兵庫の未来に向けて、青少年の健全育成や、地域教育・体験学習等による学校教育の充実を図るとともに、市民社会を支える人づくりを進める。

エ 共生と循環の実現

環境学習の推進や5 R生活等の環境適合型ライフスタイルづくりへの支援等により、深刻化する地球環境問題に取り組む。

また、尼崎21世紀の森の推進等、自然環境の保全・回復・創造を進め、快適な生活環境を創出するとともに、リサイクルやグリーンエネルギーの利用を促進する。

オ 新しいふるさとづくり

県民の芸術文化活動やスポーツを振興し、地域交流の新しい核となる兵庫文化を創造する。

また、つくるからつかうプログラム等により、県民交流基盤の整備、活用を推進するとともに、ツーリズム、国際交流、都市再生、多自然居住等を進め、多彩な交流を促進する。

5 成熟社会型行政の推進

新しい時代の潮流に的確に対応し、県民主役の効率的、効果的な県政運営を確立していくため、推進方策に掲げる成熟社会型行政手法及びマネジメントの推進、充実に取り組む。特に、推進方策策定以降の社会経済情勢等の変化を踏まえ、次の取組みについて積極的な推進を図る。

ア 県民の参画と協働の推進

生活者の視点から多様な地域課題を解決していくため、「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づき、県民の自発的かつ自律的な地域づくり活動を支援するとともに、県行政のテーマや課題、分野等に応じワークショップやパブリック・コメント等の多様なチャンネルを適切に組み合わせるなど、政策の形成から実施、評価・検証にいたる各段階において県民の参画と協働の仕組みづくりを進める。

また、審議会等について、委員選任の適正化や委員の公募など、運営の合理化、活性化を図るとともに、必要性が低下したものの統廃合等を進める。

イ 国と地方、県と市町との新しい関係の構築

成熟社会にふさわしい行財政システムを構築するため、国の役割を純化して内政面は基本的に地方が担い、さらに、一つの事業については一つの実施主体が責任・権限・財源をもって担当するという分権改革の理念のもと、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しからなる三位一体改革の具体化を図るなど、国から地方、県から市町へのさらなる分権を推進し、国と地方、県と市町との新しい関係の構築をめざす。

また、市町合併の動向等を踏まえつつ、法定協議会に対する支援、市町村建設計画の策定助言、合併支援県事業の重点的な実施、さらには合併後の市町行財政運営に対する助言など、地域の実情に応じた適切な支援を行う。

ウ 情報公開制度の拡充等

県民から信頼され、県民とともに進める県政を推進していくため、情報通信基盤を活用した情報公開制度の充実、個人情報保護の保護や広報・広聴活動の充実等の取組みを進める。

エ 行政手続等の簡素化と県民の利便性向上

事務処理の効率化と県民サービスの向上を図るため、これまでに整備してきた情報通信基盤を活用し、総務事務の電子処理、電子会議の導入拡大、電子申請・届出の拡充など、「電子県庁」の実現をめざす。

また、県民の負担の軽減と利便性の向上を図るため、引き続き行政手続の簡素化、公的規制の改善・合理化への取組みを進める。

オ 効率的、効果的な経営手法の導入

成熟社会にふさわしい効率的、効果的なマネジメント・システムの確立をめざして、官民の役割分担のもと、行政が担うべき分野についても、PFI方式の活用やアウトソーシング手法の拡充、VE手法、総合評価落札方式の導入促進など、民間のノウハウを活用した行政手法の導入に努めるほか、定型的業務の集約化などリエンジニアリングの取組みの成果やIT化の進展等を踏まえ、一層効率的な業務執行に努める。

また、公の施設の管理運営にかかる指定管理者制度への円滑な移行を図るほか、地方独立行政法人制度について、県立大学など対象業務の特性に応じた導入可能性を検討するなど、効率的、効果的な経営手法の導入に努める。

カ 適正な人事管理

県民に信頼される公正で清潔な県政を推進するため、引き続き全体の奉仕者としての意識の確立と接遇態度の向上に努める。

このため、分権社会にふさわしい職員を養成するため、多様な研修機会の提供、自己啓発の支援等を通じ、参画と協働の県政を担う職員の意識改革や資質向上に取り組むとともに、業務の多様化に対応し、様々な任用形態や幅広い人事交流など弾力的な人事管理も活用する。

また、男女共同参画社会づくりを推進するため、管理・監督職への女性職員の登用を図るとともに、職員の育児・介護・地域活動への参画を促進する。

さらに、国の公務員制度改革の動向に留意しつつ、新人事制度の構築等に向けた検討を進める。

6 今後の財政見通し

この検討内容に基づく効果額を平成15年度最終予算（見込）をベースに試算すると、平成16年度から20年度までに一般財源で約1,750億円と見込まれ、さらに、起債制限比率がピーク時においても15%台にとどまる範囲内での起債の発行や基金の活用等を行うことにより、推進方策の期間中に見込んだ新規施策のための財源を確保しつつ、収支不足額約2,550億円が解消されると見込まれる。

今後、平成18年度までに取り組むこととされている三位一体改革の動向によっては、収支不足額が拡大することも懸念されることから、必要に応じて財政見通しの見直しを行う。

7 留意事項

この取組みの円滑かつ効果的な推進を図るため、次の事項について十分留意する。

ア 計画的推進

毎年度、具体的な取組みを明らかにした行財政構造改革実施計画を策定し、改革の計画的推進に努めるとともに、社会経済情勢の変化や国の政策動向、三位一体改革の具体化の状況、県の財政状況等を踏まえつつ、推進方策の進行状況を把握、検証するものとする。

イ 県民、市町民の理解・協力と職員の意識改革

改革の実施にあたっては、引き続き、県民、市町民への十分な説明、周知を図るとともに、その理解と協力のもとに進める。

また、職員の理解と主体的参加のもと、職員の意識改革を図りつつ、全庁的な改革を推進する。

(参考) 行財政構造改革推進方策の総点検の経緯

平成15年4月1日	行財政構造改革本部の設置 行財政構造改革推進方策の総点検を推進するため、知事を本部長、副知事を副本部長、政策会議構成員を本部員とする行財政構造改革本部を設置
平成15年6月30日	県議会において行財政構造改革調査特別委員会の設置
平成15年7月16日	県議会の行財政構造改革調査特別委員会において行財政構造改革推進方策の進捗状況について審議
平成15年7月24日	有識者等で構成する行財政構造改革推進委員会より行財政構造改革推進方策の進捗状況と今後の課題について意見聴取
平成15年8月12日	「行財政構造改革推進方策の進捗状況と今後の課題について(案)」の策定、発表 行財政構造改革推進方策に基づくこれまでの進捗状況や推進方策策定以降の環境変化を踏まえ、今後の課題を抽出し、更なる改革の視点について取りまとめた「行財政構造改革推進方策の進捗状況と今後の課題について(案)」を策定、発表
平成15年8月12日 9月12日	県議会の行財政構造改革調査特別委員会において「行財政構造改革推進方策の進捗状況と今後の課題について(案)」の審議
平成15年8月12日 ~ 9月8日	「行財政構造改革推進方策の進捗状況と今後の課題について(案)」にかかるパブリック・コメントの実施
平成15年9月12日	「行財政構造改革推進方策の進捗状況と今後の課題について」の取りまとめ 「行財政構造改革推進方策の進捗状況と今後の課題について(案)」についての県議会の特別委員会や推進委員会での審議、パブリック・コメントによる意見等を踏まえ、「行財政構造改革推進方策の進捗状況と今後の課題について」を取りまとめ、各部局における検討作業に着手

平成15年11月10日	「行財政構造改革の今後の取組みにかかる企画部会検討資料」の作成 行財政構造改革本部に設置された企画部会において、改革項目にかかる見直し内容の中間取りまとめ素案を作成し、これをもとに関係方面の意見を聴取
平成15年12月4日	「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み(案)」の策定、発表 平成16年度から20年度までの5か年に実施する改革の内容を取りまとめた「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み(案)」を策定、発表
平成15年12月4日 ～平成16年1月15日	行財政構造改革調査特別委員会において「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み(案)」の審議
平成15年12月5日 ～平成16年1月5日	「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み(案)」にかかるパブリック・コメントの実施
平成15年12月10日 12月24日	行財政構造改革推進委員会より「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み(案)」について意見聴取
平成16年1月26日	県議会から「行財政構造改革調査特別委員会調査報告書」の送付
平成16年2月18日	「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」の決定、発表 「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み(案)」についての県議会や推進委員会、パブリック・コメントによる意見等を踏まえ、「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」を決定、発表

(別 表)

現 行 制 度 の 見 直 し 内 容

1	組織	-----	1
2	定員・給与	-----	4
3	行政施策	-----	8
	ア 投資事業	-----	8
	イ 事務事業	-----	13
	ウ 公的施設	-----	40
	エ 試験研究機関	-----	41
4	自主財源の確保	-----	44
5	先行取得用地	-----	51
6	公社等	-----	52
【参 考】			
資料 1	評価基準及び新たな視点	-----	59
資料 2	組織再編案（県民局）	-----	69
資料 3	社会資本（基盤整備）の施策体系及び主な整備内容	-----	70
資料 4	後期 5 か年の取組みに基づく今後の財政見通し	-----	72

1 組織

項目	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
<p>本庁及び地方機関の組織</p>	<p>1 本庁</p> <p>本庁の部の統合再編</p> <p>ア 部の統合再編 縦割り行政の弊害を是正し、幅広い視点から、総合的かつ機動的に政策立案機能を発揮するため、12年度に部を大括り化し、9部から5部に統合再編した。</p> <p>15年度には部長(政策担当)、県民生活部を県民政策部、健康生活部に改編し、6部体制とした。</p> <p>イ 局長の設置 部の統合再編にあわせ、的確かつ迅速な行政執行を行うため、部長のもとに、執行責任を担う局長を設置した。</p> <p>政策形成機能の強化</p> <p>ア 政策会議の設置 総合的、戦略的な視点に立った政策決定の場として、政策会議を設置した。</p> <p>イ 本庁企画調整担当局長の設置 企画調整機能を強化するため、本庁各部に企画調整担当局長を設置した。</p>	<p>1 本庁</p> <p>部の大括り化という枠組みを基本としつつ、その時々々の行政課題に対応して、適切な組織の見直しを図っていく。</p>	

項 目	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
	<p>2 地方機関</p> <p>総合事務所の設置 ア 地域における多様な県民ニーズや地域課題に総合的かつ的確に対応するため、13年度に県民局の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方機関を県民局に統合再編し、総合事務所化 ・所管区域を見直し、6県民局から10県民局へ再編 ・県民局を4部制に編成 <p>イ 現在、地域ビジョン推進プログラム等、多分野にまたがる施策の一体的な展開や市町事業との連携に取り組んでいる。</p> <p>政策形成機能の強化 ア 県民局政策会議の設置 地域における総合的、戦略的な視点に立った政策決定の場として、県民局政策会議を設置した。</p> <p>イ 県民局企画調整担当部長の設置 企画調整機能を強化するため、県民局に企画調整部長を設置したほか、県民局各部の企画調整機能の充実を図った。</p> <p>現地解決型行政の推進 ア 県民局の企画立案・総合調整機能、現地解決能力の向上を図るため、本庁から県民局へ152項目の事務・権限を委譲した。</p> <p>イ 現地解決型行政の推進に資するため、予算や人事等に係る県民局長の総合調整権限を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算措置要求制度の新設 ・令達予算の県民局企画調整部一元化 ・人事に係る局長調整機能の拡充 ・地域戦略推進費の新設・拡充 ・自治振興事業における地域重点事業の拡充 ・県単独土木事業の枠配分事業の拡充 ・予算の直接要求制度の新設 	<p>2 地方機関</p> <p>10県民局体制の継続と組織の簡素化 ア 10県民局体制とした趣旨、その成果と県民への定着状況、市町合併の進展状況等を総合的に勘案し、当面は、現行の10県民局体制を継続する。</p> <p>イ 効率的で県民に分かりやすい組織とするため、組織の簡素化、事務所名称の改変を図る。</p> <p>事務所機能の再編 ア 現行の事務所は原則として存置する。</p> <p>イ 県税、健康福祉等の各業務ごとに、県民局管内の企画立案・総合調整機能及び所管業務全般を担う事務所(圏域事務所)と県民に身近な業務、現地性が強い業務を所掌する事務所(地域事務所)とに再編する。</p> <p>ウ 事務所別の考え方 (ア) 県税事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務執行体制の強化を図るため、効率化の観点から圏域事務所に業務の集約を図る。 ・地域事務所は、原則として県民に身近な税の課税・徴収及び収納、納税相談等を所掌する。 <p>(イ) 健康福祉事務所(保健所)</p> <p>福祉部門 原則として現行の業務分担を維持する。</p> <p>保健部門 ・業務執行体制の強化を図るため、地域保健法上の保健所の配置を勘案しつつ、対物保健サービス及び対人保健サービスに</p>	<p>1 地域事務所の業務内容については、県民局の圏域面積・人口その他の条件を考慮する。</p> <p>2 組織改正に伴う庁舎整備にあたっては、既存施設の利活用を図る。</p> <p>3 組織改正の実施にあたっては、事務の停滞など支障が生じないよう円滑な推進に留意するとともに、具体化の作業の段階を踏まえつつ、早期に県民への周知を図る。</p> <p>4 各事務所ごとの圏域及び地域事務所が所掌する業務については、県民サービスの低下や非効率が生じないよう検討を進める。</p> <p>5 現地解決型行政の一層の推進を図るため、今後とも本庁から県民局への事務・権限の委譲を進めるとともに、適正な人材配置、人材活用を図るよう努める。</p> <p>6 市町合併の進展等、社会情勢の変化を的確に捉え、簡素、効率化の観点から、今後とも県民局や教育事務所等の地方機関について、そのあり方の検討を行う。</p>

項 目	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
	<p>ウ 現地解決型行政の推進に資するため、機動的な組織体制を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じて県民局長が指定する地域課題を担当する参事の設置 ・ 部間の調整機能強化等のため副局長の設置 	<p>ついて、健康危機管理や効率化の観点から業務の集約を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民に身近な対人保健サービスは、現行の事務所において展開する。 <p>(ウ) 農林(水産)振興事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行業務分担を維持するが、圏域事務所は圏域内の企画立案・総合調整を担う。 ・ 農業改良普及センターは、現行どおり農林(水産)振興事務所の内部組織として存置する。 <p>(イ) 土地改良事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の効率化、業務執行体制の強化を図るため、圏域事務所に指導監督、用地取得等の業務の集約を図る。 ・ 地域事務所は、地域特性に配慮しつつ、原則として工事設計・施工等現地性が強い業務を所掌する。 <p>(オ) 土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の効率化、業務執行体制の強化を図るため、圏域事務所に、現行業務に加えて工事契約、公物管理、用地取得等の業務の集約を図る。 ・ 地域事務所は、地域特性に配慮しつつ、原則として工事設計・施工、道路パトロール等現地性が強い業務を所掌する。 <p>実施時期 平成17年度</p> <p>「参考」 資料2 (P69) 組織再編案</p> <p>評価基準 : 組織 - 5、8、9 新たな視点 : 組織 - 1、2</p>	

2 定員・給与

(単位：百万円)

項目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等																									
定員・給与	<p>1 定員</p> <p>一般行政部門(1,050人) ・事務事業、組織、公社等の見直し、事務執行体制の効率化等を図ることにより、定員の削減を行っている。</p> <p>教育部門(3,360人) ・順次削減を行う一方で、国の教職員定数改善計画の推進による教職員の増員を行っている。</p> <p>警察部門(410人) ・順次削減を行う一方で、治安確保のための政令定数の改正による警察官の増員を行っている。</p> <p>定員削減数(15年4月1日現在の実績)</p> <table border="1"> <tr> <td>・一般行政部門</td> <td>500人</td> </tr> <tr> <td>・教育部門</td> <td>2,340人</td> </tr> <tr> <td>・警察部門</td> <td>304人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,144人</td> </tr> </table> <p>* 法基準等の改正に伴う増員等 教職員 895人 警察官 157人</p> <p>(各年度4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">現 員</th> </tr> <tr> <th>11年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般行政部門</td> <td>9,413</td> <td>8,913</td> </tr> <tr> <td>教育部門</td> <td>40,075</td> <td>38,630</td> </tr> <tr> <td>警察部門</td> <td>11,887</td> <td>11,740</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>61,375</td> <td>59,283</td> </tr> </tbody> </table>	・一般行政部門	500人	・教育部門	2,340人	・警察部門	304人	計	3,144人	区 分	現 員		11年度	15年度	一般行政部門	9,413	8,913	教育部門	40,075	38,630	警察部門	11,887	11,740	計	61,375	59,283	647,301 (507,138)	<p>1 定員の見直し【追加削減数 270人】</p> <p>一般行政部門(1,250人) <内訳> ・現行方策に基づく削減数 1,050人 ・追加削減数 200人</p> <p>・事務事業、組織、公社等の新たな見直しや事務執行体制の効率化等に伴い、業務量に応じた見直しを行う。</p> <p>教育部門(3,410人) <内訳> ・現行方策に基づく削減数 3,360人 ・追加削減数 50人</p> <p>・教職員については、児童生徒数の減少、学校の統合、障害児学級の増加等に伴い見直しを行う。</p> <p>[別途の増員数] ア 法基準等の改正に伴う増員 教職員 1,435人 ・推進方策策定後の国の教職員定数改善に伴う増員を見込む。</p> <p>イ 大学統合等に伴う補充 大学教職員 45人 ・大学の統合、大学院の拡充等に伴う補充を行う。</p>	104,352 (82,970)	<p>1 定員の見直し</p> <p>定員の見直しにあたっては、新たな行政課題についての的確に対応する。</p> <p>少人数教育を推進するため、学級編成・教職員配置の充実について検討する。</p> <p>児童生徒の問題状況に対応するために本県単独で措置している教職員の削減については、配置目的や教育課題の変化等を十分に考慮して対応するとともに、新たな課題に即応し充実も検討する。</p> <p>治安情勢の動向等に的確に対応するため、装備資機材の整備水準に配慮するとともに、警察業務に支障をきたさないよう、警察職員の一層適正な配置に努める。</p>
・一般行政部門	500人																													
・教育部門	2,340人																													
・警察部門	304人																													
計	3,144人																													
区 分	現 員																													
	11年度	15年度																												
一般行政部門	9,413	8,913																												
教育部門	40,075	38,630																												
警察部門	11,887	11,740																												
計	61,375	59,283																												

(単位：百万円)

項目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
	<p>2 ワークシェアリングの実施</p> <p>職員の超過勤務の縮減等により、順次非常勤嘱託員等の採用を進めている。 [非常勤嘱託員等 2,100人]</p> <p>キャリアアップ・プログラムによる非常勤嘱託員(12～15年度実績630人) 非常勤講師(小中高校) (12～15年度実績1,290人)</p>		<p>警察部門(430人) <内訳></p> <ul style="list-style-type: none">・現行方策に基づく削減数 410人・追加削減数 20人 <p>・事務職員については、一般行政部門に準じた見直しを行う。</p> <p>[別途の増員数] 法基準等の改正に伴う増員</p> <ul style="list-style-type: none">警察官 635人 <p>・警察官については、推進方策策定後の政令定数の改正を見込む。</p> <p>(注) 上記見直し内容のうち、法令により配置の基準が示されている定員は、当該基準の変更に伴い変動することがある。</p> <p>評価基準：定員 - 1、2 新たな視点：定員・給与 - 1、3</p> <p>2 ワークシェアリングの実施 【追加実施数 4,900人】 職員の超過勤務の縮減等により、引き続きワークシェアリングを実施する。 [非常勤嘱託員等 7,000人] <内訳></p> <ul style="list-style-type: none">・現行方策 2,100人・追加実施 4,900人 <p>キャリアアップ・プログラムによる非常勤嘱託員(1,600人) 職員の超過勤務縮減による非常勤嘱託員の採用を1年あたり30人増やし、雇用拡大を図る。(年170人 年200人) 非常勤講師(5,400人) 高校教育の特色化や小・中学校における新学習システムの推進等にあたり、非常勤講師の積極的な活用を図る。</p> <p>評価基準：定員 - 3</p>		<p>国の警察官増員計画の実施にあたり、本県での必要数の確保に努める。</p> <p>空き交番対策として、交番相談員の一層の活用について検討する。</p> <p>公営企業会計部門についても、適正な定員管理に努める。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等												
	<p>3 給与</p> <p>特別職</p> <p>ア 給料の減額(12年度～)</p> <p>知事 10%</p> <p>副知事 7%</p> <p>出納長等 5%</p> <p>理事等 3%</p> <p>イ 期末手当の見直し(12年度) 国の基準に合わせる</p> <p>一般職</p> <p>ア 給料表及び諸手当の改定等(国に準じた措置)</p> <table border="1" data-bbox="414 683 907 801"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給与改定率</th> <th>期末勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12年度</td> <td>0.11%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>0.04%</td> <td>0.25月</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>1.99%</td> <td>0.05月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 期末手当の引下げ(12年度) 支給月数を0.3月引き下げ</p> <p>ウ 定期昇給の延伸(13年度～) 12ヶ月延伸</p> <p>エ 管理職手当の減額(12年度～) 3%減額</p>	区分	給与改定率	期末勤勉手当	12年度	0.11%	-	13年度	0.04%	0.25月	14年度	1.99%	0.05月		<p>3 給与等の見直し</p> <p>(1) 給与</p> <p>特別職</p> <p>ア 給料の減額(継続)</p> <p>知事 10%</p> <p>副知事 7%</p> <p>出納長等 5%</p> <p>理事等 3%</p> <p>イ 期末手当の減額(新規)</p> <p>(ア) 支給月数を0.2月引下げ</p> <p>(1) 手当額の減額</p> <p>知事 10%</p> <p>副知事 7%</p> <p>出納長等 5%</p> <p>理事等 3%</p> <p>ウ 退職手当の見直し 10%減額</p> <p>一般職</p> <p>国、他の地方公共団体、県内民間事業所の給与との均衡を図ることを基本とし、引き続き給与の見直しを行う。</p> <p>ア 管理職手当減額率を引上げ 3%減額 10%減額</p> <p>イ 毎年度の措置については、行財政構造改革実施計画に記載 (参考：15年度給与改定の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給の引下げ 平均1.06%引下げ ・期末手当の引下げ 支給月数を0.25月引下げ ・通勤手当の見直し 6箇月定期一括支給化 ・調整手当の見直し 異動保障措置の見直し <p>ウ 退職手当の見直し 5.5%引下げ</p> <p>評価基準 : 給与 - 1 新たな視点 : 定員・給与 - 4</p>		<p>2 給与の見直し</p> <p>一般職の給与については、人事委員会勧告を尊重することを基本として、職員団体とも協議し、決定する。</p> <p>活力と創意に満ちた行政運営を展開していくうえで、社会の情勢に配慮しながら、職員の給与制度について検討を進める。</p>
区分	給与改定率	期末勤勉手当															
12年度	0.11%	-															
13年度	0.04%	0.25月															
14年度	1.99%	0.05月															

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
			<p>(2) 旅 費 費用弁償の観点から旅費の見直しを行う。</p> <p>国や他府県の動向、旅費のあり方等を踏まえて、現行の旅費制度の見直しも検討する。</p>		

3 行政施策
ア 投資事業

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
投資事業	<p>1 整備の基本的な考え方</p> <p>県内各地域の個性と魅力を生かしながら、県民の交流と連携を支える県土空間づくり、成熟社会にふさわしい新しいふるさとづくりに取り組んでいる。</p> <p>計画的、重点的な事業展開 「つくる」から「つかう」への視点に立って、既存の社会資本ストックの有効活用を図りながら、事業の計画的、重点的な展開を図っている。</p> <p>(主な取組み内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会基盤整備の基本方針・プログラムの策定(13年度) ・渋滞交差点解消プログラムの推進(14年度～) ・環境創生5%システムの導入(14年度) ・ひょうごの森・川・海再生プランの推進(14年度～) ・合併支援県道整備事業の推進(15年度) ・「くらしの道」緊急整備事業の推進(15年度) ・歩行者・自転車のための安全・快適ネットワークの形成(15年度) <p>コスト縮減の推進 計画、設計から管理までの各段階における総合的なコスト縮減を図るなど、事業の効率化を推進している。</p> <p>(主な取組み内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の総合的なコスト縮減に関する兵庫県新行動計画の策定(12年度) 	<p>国庫補助事業 182,184 (11,265)</p> <p>県単独事業 155,803 (14,231)</p>	<p>1 整備の基本的な考え方</p> <p>社会基盤整備 地域間・分野間の均衡を図りつつ、成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、県民の参画と協働により策定した「社会基盤整備の基本方針・プログラム」に基づき、計画的・重点的な事業推進を図る。 特に、県民の安全・安心の確保、豊かさを実感できるまちづくりなど県民生活の向上に重点を移すこととし、歩道のバリアフリー化、渋滞交差点解消プログラム、電線類の地中化や地域づくりの基盤となる市町合併を支援するための県道整備事業などについて一層の推進を図る。</p> <p>「参考」 資料3(P70～71) 社会資本(基盤整備)の施策体系及び主な整備内容</p> <p>その他の投資事業 21世紀兵庫長期ビジョンがめざす「多彩な交流社会」を実現するため、交流・情報通信・交通等の基盤整備やバリアフリー等のまちづくり、多自然居住など個性と魅力ある地域づくり等の重点プログラムを着実に推進する。 特に、県民の安全・安心を確保するための施設の耐震化対策や老朽化対策等を進める。</p>	<p>152,755 (36,462)</p>	<p>1 各分野における社会資本の整備水準を踏まえつつ、必要な事業量の確保について、万全の体制で取り組むとともに、新規の事業展開についても、改革による新たな財源を確保して、積極的かつ柔軟な対応に努める。</p> <p>2 社会資本整備が持つ景気対策面への影響を勘案し、経済対策等に必要な措置を講じるとともに、地元業者の育成等にも配慮する。</p> <p>3 品質や安全の確保を図るため、入札方法、施工管理のあり方について引き続き検討を進める。</p>

項目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
			<p>2 整備の進め方</p> <p>重点化・効率化の推進</p> <p>ア 事業のスピードアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点化の推進（事業箇所の絞り込みと事業期間の短縮） ・事業の完了時期宣言の実施（概ね5年後の姿がみえる主要な事業等を対象） ・総合評価落札方式の導入（道路交通規制時間等の短縮等） <p>イ 総合的なコスト縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情にあった規格の設定（ローカルルールの設定） ・ライフサイクルコストの縮減（省エネルギー・新エネルギーの導入、維持管理のかからない施設の整備） ・電子入札の導入 <p>ウ 民間技術等の積極的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな入札・契約方式の導入（VE方式、総合評価落札方式、性能規定発注方式） ・設計、建設、維持管理、運営に民間ノウハウを活用したPFI方式の導入 ・新技術・新工法活用システムの積極的活用 <p>「つくる」から「つかう」へ</p> <p>ア 既存ストックの有効活用</p> <p>渋滞交差点解消プログラム、歩道のリニューアル、高速道路ロードプライシング等</p> <p>イ 施設の適切な維持管理による長寿命化（アセットマネジメントの導入）</p> <p>ウ 防災面におけるソフト施策の充実（洪水ハザードマップの作成促進、ホームページを通じた気象等の情報提供等）</p> <p>参画と協働の推進</p> <p>ア 事業の早期（構想・計画）段階における合意形成手続きの導入</p> <p>イ 長期計画（社会基盤整備の基本方針・プログラム、河川整備計画等）への住民参加の促進</p> <p>ウ 県民等とのパートナーシップによる維持管理（全県花いっぱい運動、いきいき県土づくりプログラム（兵庫県版アドプトプログラム）等）</p> <p style="text-align: right;">新たな視点：投資事業 - 1、2</p>		

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等																														
	<p>2 事業費総額</p> <p>国庫補助事業：各年度約2,100億円</p> <p>必要な事業量の確保に最大限配慮し、平成10年度の年間所要額とほぼ同水準と見込んだ。</p> <p style="text-align: right;">(億円)</p> <table border="1" data-bbox="331 549 880 783"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算</td> <td>2,103</td> <td>2,096</td> <td>1,870</td> <td>1,822 (2,104)</td> </tr> <tr> <td>最終予算</td> <td>2,456</td> <td>2,199</td> <td>2,039</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注()は、15年1月補正を含む15ヶ月予算</p> <p>県単独事業：各年度約1,800億円</p> <p>平成4年度当初予算を基本として、平成10年度までの国庫補助事業費の伸び率を乗じた額と同程度を確保する。</p> <p style="text-align: right;">(億円)</p> <table border="1" data-bbox="315 1046 864 1281"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算</td> <td>1,805</td> <td>1,795</td> <td>1,638</td> <td>1,558 (1,638)</td> </tr> <tr> <td>最終予算</td> <td>1,839</td> <td>1,893</td> <td>1,790</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注()は、15年1月補正を含む15ヶ月予算</p>	区分	12年度	13年度	14年度	15年度	当初予算	2,103	2,096	1,870	1,822 (2,104)	最終予算	2,456	2,199	2,039	-	区分	12年度	13年度	14年度	15年度	当初予算	1,805	1,795	1,638	1,558 (1,638)	最終予算	1,839	1,893	1,790	-		<p>3 事業費総額</p> <p>国において公共事業費及び地方単独事業費の抑制方針が示されていることを踏まえ、本県の社会資本整備の状況等も考慮し、見直しを行う。</p> <p>国庫補助事業：各年度約1,700億円</p> <p>国の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」及び「構造改革と経済財政の中期展望」等に基づき編成される国予算における国庫補助事業量の水準を確保する。</p> <p>具体的には、経済財政諮問会議の参考資料に準拠し毎年度3%の減を見込み、平均的な事業量を約1,700億円とする。</p> <p>県単独事業：各年度約1,700億円</p> <p>ア 三位一体改革が目標とする平成2年度と3年度の間水準(本県では約1,450億円)を行財政構造改革最終年度に達成するため、事業費を段階的に削減することとし、今後5年間の平均的な事業量を約1,600億円とする。</p> <p>この中で、県民の安全・安心の確保を図る観点から、高等学校の耐震化対策(毎年度概ね100億円)を優先的に実施する。</p> <p>イ 市町合併を支援する事業については、推進方策策定後に生じた時限的・緊急的に実施する事業であること及び特別の財政措置が講じられていることを踏まえ、毎年度概ね100億円を確保するものとする。</p> <p>ウ 上記ア・イを踏まえ、毎年度の平均的な事業量を約1,700億円とする。</p>		
区分	12年度	13年度	14年度	15年度																															
当初予算	2,103	2,096	1,870	1,822 (2,104)																															
最終予算	2,456	2,199	2,039	-																															
区分	12年度	13年度	14年度	15年度																															
当初予算	1,805	1,795	1,638	1,558 (1,638)																															
最終予算	1,839	1,893	1,790	-																															

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等															
	<p data-bbox="383 284 913 339">災害復旧・経済対策事業等 (億円)</p> <table border="1" data-bbox="315 347 909 499"><thead><tr><th data-bbox="315 347 456 395">区 分</th><th data-bbox="456 347 568 395">12年度</th><th data-bbox="568 347 680 395">13年度</th><th data-bbox="680 347 792 395">14年度</th><th data-bbox="792 347 909 395">15年度</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="315 395 456 443">災害復旧</td><td data-bbox="456 395 568 443">36</td><td data-bbox="568 395 680 443">11</td><td data-bbox="680 395 792 443">12</td><td data-bbox="792 395 909 443">102</td></tr><tr><td data-bbox="315 443 456 499">経済対策</td><td data-bbox="456 443 568 499">408</td><td data-bbox="568 443 680 499">376</td><td data-bbox="680 443 792 499">362</td><td data-bbox="792 443 909 499">-</td></tr></tbody></table> <p data-bbox="327 507 611 539">注：15年度は当初予算</p>	区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	災害復旧	36	11	12	102	経済対策	408	376	362	-		<p data-bbox="1173 284 1653 363">災害復旧・経済対策事業等 引き続き、必要に応じて別途措置する</p> <p data-bbox="1384 411 1720 443">新たな視点：投資事業 - 2</p>		
区 分	12年度	13年度	14年度	15年度																
災害復旧	36	11	12	102																
経済対策	408	376	362	-																

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等																											
	<p>4 投資事業の評価</p> <p>平成12年度に投資事業評価制度を導入し、学識者で構成する審査会等により、個別事業の事前評価等を実施し、審査結果を公表している。</p> <p>評価制度の概要</p> <p>ア 評価の対象 県が実施する事業費1億円以上の新規の投資事業、基本計画策定後5年以上未着工の継続事業等</p> <p>イ 評価の方法 事業所管部局が推進方策に定める評価基準に基づき行った事業評価について、各部に設置する審査会または外部委員で構成する審査会で審査する。</p> <p>ウ 審査結果の公表等 審査の結果を公表するとともに、県の計画策定や予算編成に反映する。</p> <p>評価件数</p> <table border="1" data-bbox="333 1034 943 1206"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">外部委員審査会</th> <th rowspan="2">各 部 審 査 会</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>公 共</th> <th>総 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>48</td> <td>11</td> <td>127</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>24</td> <td>2</td> <td>91</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>26</td> <td>4</td> <td>82</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>98</td> <td>17</td> <td>300</td> <td>415</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)大規模な新規事業(事業費10億円以上)等については、事業種別に応じて、公共事業等審査会または総合事業等審査会で審査。</p>	区 分	外部委員審査会		各 部 審 査 会	合 計	公 共	総 合	平成12年度	48	11	127	186	平成13年度	24	2	91	117	平成14年度	26	4	82	112	合 計	98	17	300	415		<p>3 投資事業の評価</p> <p>投資事業の適切な選択と事業実施過程の透明性の向上を図るため、事前評価等を継続して実施するとともに、同種の事業を反復して行う公共事業について事後評価を導入するなど、評価制度の充実に努める。</p> <p>新たな視点：投資事業 - 4</p>		
区 分	外部委員審査会		各 部 審 査 会	合 計																												
	公 共	総 合																														
平成12年度	48	11	127	186																												
平成13年度	24	2	91	117																												
平成14年度	26	4	82	112																												
合 計	98	17	300	415																												

イ 事務事業

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等										
ふれあいの祭典	<p>1 事業目的 昭和63年度に開催された「第3回国民文化祭」や「第1回全国健康福祉祭」などの事業を引継ぎ、県民の生涯学習活動、ボランティア活動、コミュニティ活動、生活創造活動の発露の場として定着し、県民の新しいライフスタイルの構築に貢献してきた。 新しい「官」と「民」とのそれぞれの役割を模索し、県民の主体的な生活創造活動を支援する。</p> <p>2 事業内容</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">15当初予算</td> </tr> <tr> <td> 全県イベント(50事業)</td> <td style="text-align: right;">141百万円</td> </tr> <tr> <td> 地域イベント(108事業)</td> <td style="text-align: right;">70 〃</td> </tr> <tr> <td> よさこい兵庫2003</td> <td style="text-align: right;">8 〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(計 219百万円)</td> </tr> </table> <p>3 執行体制 実行委員会</p> <p>4 開始年度 平成元年度</p>		15当初予算	全県イベント(50事業)	141百万円	地域イベント(108事業)	70 〃	よさこい兵庫2003	8 〃		(計 219百万円)	219 (219)	<p>ふれあいの祭典の見直し</p> <p>県民の実践活動への参加の場として開催してきたが、全県イベントを県民局持ち回りで実施すること、市町が行うイベントが充実し、参加機会が確保されてきたこと等を踏まえ、全県イベントを中心に実施することとし、県民局単位の地域イベントについては、市町との連携等県民局それぞれの地域の実情にふさわしいものとする。</p> <p style="text-align: center;">評価基準：事務事業 - 1</p>	350 (350)	
	15当初予算														
全県イベント(50事業)	141百万円														
地域イベント(108事業)	70 〃														
よさこい兵庫2003	8 〃														
	(計 219百万円)														

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等																		
ヘリコプター運航事業費補助	<p>1 事業目的 地域の活性化と県内1時間高速交通圏の確保を図るとともに、都市と農山漁村との交流を支援する。</p> <p>2 事業内容 運航路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・但馬便(神戸HP～但馬AP、神戸HP～湯村HP) ・西播磨便(神戸HP～播磨HP) <p>運航形態 臨時便(13年度で定時便休止)</p> <p>利用料金(チャーター便片道1機当たり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・但馬AP便 88,000円 ・湯村HP便 96,000円 ・西播磨便 64,000円 <p>経費負担割合 料金収入控除後の対象経費について 県：市町村振興協会 = 2 : 1</p> <p>3 創設年度 平成2年度(一時中断後、平成6年度再開)</p> <p>平成14年度運航回数(利用者数)</p> <table border="1" data-bbox="356 1078 880 1262"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>但馬便</td> <td>21 (161)</td> <td>26 (174)</td> </tr> <tr> <td>湯村便</td> <td>19 (140)</td> <td>16 (106)</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>40 (301)</td> <td>42 (280)</td> </tr> <tr> <td>西播磨便</td> <td>90 (757)</td> <td>63 (417)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>130 (1,058)</td> <td>105 (697)</td> </tr> </tbody> </table> <p>13年度は別に但馬便(定時便) 70便(276名)あり</p>	区 分	13年度	14年度	但馬便	21 (161)	26 (174)	湯村便	19 (140)	16 (106)	小 計	40 (301)	42 (280)	西播磨便	90 (757)	63 (417)	合 計	130 (1,058)	105 (697)	22 (22)	<p>ヘリコプター運航事業費補助の見直し</p> <p>ヘリコプターの利用状況や高速道路網の整備等交通基盤の充実に伴い都市と農山漁村とのアクセスが向上したことを踏まえ、当該事業を廃止する。</p> <p style="text-align: center;">評価基準：事務事業 - 1</p>	110 (110)	<p>広域交通拠点へのアクセスの整備について配慮する。</p>
区 分	13年度	14年度																					
但馬便	21 (161)	26 (174)																					
湯村便	19 (140)	16 (106)																					
小 計	40 (301)	42 (280)																					
西播磨便	90 (757)	63 (417)																					
合 計	130 (1,058)	105 (697)																					

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等																																																				
小規模事業対策費	<p>1 事業目的 商工会、商工会議所が行う小規模事業者への巡回指導、窓口相談、講習会開催等の経営改善普及事業に要する経費を助成することにより、小規模事業者の経営基盤の強化、技術の改善発達を図る。</p> <p>2 事業概要 商工会議所数 18(18市)</p> <p>商工会数 73(4市66町)</p> <p>補助事業 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="383 730 866 852"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>当初</th> <th>うち一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費補助</td> <td>2,873,415</td> <td>2,799,001</td> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>825,647</td> <td>553,111</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,699,062</td> <td>3,352,112</td> </tr> </tbody> </table> <p>人件費補助の対象人員 (人)</p> <table border="1" data-bbox="338 938 949 1235"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>商 工 会 議 所</th> <th>商 工 会</th> <th>県 連</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経 営 指 導 員</td> <td>173</td> <td>159</td> <td>10</td> <td>342</td> </tr> <tr> <td>補 助 員</td> <td>50</td> <td>87</td> <td>6</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>記 帳 専 任 職 員</td> <td>15</td> <td>81</td> <td></td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>専 門 経 営 指 導 員</td> <td>2</td> <td></td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>経 営 指 導 員 研 修 生</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>商 工 会 指 導 員</td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>240</td> <td>327</td> <td>34</td> <td>601</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 創設年度 昭和35年度</p>	区 分	当初	うち一般	人件費補助	2,873,415	2,799,001	事業費補助	825,647	553,111	計	3,699,062	3,352,112	区 分	商 工 会 議 所	商 工 会	県 連	計	経 営 指 導 員	173	159	10	342	補 助 員	50	87	6	143	記 帳 専 任 職 員	15	81		96	専 門 経 営 指 導 員	2		6	8	経 営 指 導 員 研 修 生			1	1	商 工 会 指 導 員			11	11	計	240	327	34	601	<p>3,699 (3,352)</p>	<p>小規模事業対策の見直し</p> <p>社会経済情勢の変化に適切に対応するため、創業・経営革新等新事業に重点を置いた経営指導等の機能強化や職員の適正配置に伴う資質向上等による効率化が求められている。</p> <p>このため、商工会等の自主的な機能強化・効率化に向けた取組みを促進するため、市町合併を契機として、10年以内を目途に商工会等の合併を促すこととし、市町合併後5年目までは合併前の基準を適用するが、合併後の基準で過員が生じる場合は、退職者不補充により削減する。</p> <p>評価基準：事務事業 - 1</p>	<p>193 (193)</p>	<p>事業の見直しにあたっては、商工会等が果たしてきた役割や地域の実情に留意する。</p>
区 分	当初	うち一般																																																							
人件費補助	2,873,415	2,799,001																																																							
事業費補助	825,647	553,111																																																							
計	3,699,062	3,352,112																																																							
区 分	商 工 会 議 所	商 工 会	県 連	計																																																					
経 営 指 導 員	173	159	10	342																																																					
補 助 員	50	87	6	143																																																					
記 帳 専 任 職 員	15	81		96																																																					
専 門 経 営 指 導 員	2		6	8																																																					
経 営 指 導 員 研 修 生			1	1																																																					
商 工 会 指 導 員			11	11																																																					
計	240	327	34	601																																																					

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
新産業創造プログラム	<p>1 事業目的 21世紀の成熟社会にふさわしい産業構造を構築するため、今後成長可能性が高い分野における実用化開発を支援することにより、新産業の創造を図る。</p> <p>2 事業概要 新産業創造プログラムの認定を受けた事業計画の実施を補助金により支援する。</p> <p>新産業創造研究開発費補助 試作段階までの新製品・新技術等の研究開発に必要な経費を補助 補助金額 5,000～50,000千円 / 3年間 補助率 1 / 2 以内 補助期間 3年間</p> <p>創造的中小企業技術開発費補助 試作段階までの新製品・新技術等の研究開発に必要な経費を補助(創造法認定企業) 補助金額 5,000～20,000千円(1年間) 補助率 2 / 3 以内 補助期間 3年間</p> <p>新産業創造企業化補助 試作した製品を商品化するための調査経費等を補助 補助金額 1,000～5,000千円 / 3年間 補助率 1 / 2 以内 補助期間 3年間</p> <p>3 創設年度 平成6年度</p> <p>4 認定実績 317件(平成14年度末)</p>	590 (440)	<p>新産業創造プログラムの見直し</p> <p>企業の研究開発を支援することにより、新産業の創造に取り組んできたが、制度創設後10年を経過し、産学連携やコンソーシアムによる実用化開発等に研究開発手法の重点が変化していることから、制度の見直しを行う。</p> <p>評価基準：事務事業 - 1</p>	2,620 (2,150)	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
県立高等学校	<p>1 全日制高等学校 魅力ある学校づくり</p> <p>ア 新しいタイプの学校 ・総合学科の設置 10校 ・単位制高校の設置 4校</p> <p>イ 各学科の特色化 ・コースの改編 自然科学系コース 22コース 国際文化系コース 13コース ・特色ある専門学科 30学科 環境防災科、サイエンスリサーチ科、 国際人間科 等</p> <p>ウ 中高一貫教育の実施 ・県立芦屋国際中等教育学校</p> <p>望ましい規模・配置</p> <p>ア 発展的統合 4校を2校に統合 武庫荘・武庫工業 武庫荘総合 豊岡南・豊岡実業 豊岡総合</p> <p>イ 小規模校の分校化 1校</p> <p>2 定時制高等学校 生涯学習社会に対応した単位制高校の設置 ・多部制(午前・午後・夜間部)単位制高校 の設置 2校 (別途、夜間部のみの単位制高校1校設置) 定時制高校の活性化と望ましい配置等 ・再編 7校を募集停止、2校を設置 東神戸・尼崎南・武庫・市立西宮西 西宮香風 姫路産業技術・城北・白鷺工業 飾磨工業</p>	2,734 (2,677)	<p>県立高等学校の望ましい学校規模の確保と配置 の適正化</p> <p>1 全日制高等学校 魅力ある学校づくり</p> <p>ア 新しいタイプの学校 ・総合学科、単位制高校がまだ設置され ていない学区等への設置を推進する。</p> <p>イ 各学科の特色化 ・引き続き、時代のニーズに対応した学 科の特色化等を推進する。</p> <p>望ましい規模・配置</p> <p>ア 発展的統合 ・第一次実施計画策定時以降の生徒数の 推移等を踏まえた上で、引き続き、望 ましい規模・配置となるよう推進する。</p> <p>イ 小規模校の分校化 ・引き続き、すべての学年が1学級とな った学校は近隣校の分校とし、分校に おいて入学者が募集定員の1/2に満 たない状態が3年間続いた場合には、 原則として本校に統合する。</p> <p>2 定時制高等学校 生涯学習社会に対応した単位制高校の設置 ア 引き続き、多部制単位制高校の設置を推 進する。 イ 定時制高校の活性化と望ましい配置等 ・引き続き、入学者が30%に満たない状 態が2年間続いた場合には、原則とし て統合あるいは募集停止とする。</p> <p>評価基準：事務事業－1</p>	70 (70)	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等															
県民運動推進専門員設置費	1 設置目的 ころ豊かな美しい兵庫を目指す県民運動を積極的に推進するため、地域で民間と公的機関の接点にたって専門的に活動する。 2 設置人数 23人 (神戸4人、但馬3人、他の県民局各2人) 3 設置開始年度 昭和63年度	77 (77)	県民運動推進専門員設置費の見直し 設置後15年を経過し、県民運動を实践する団体も増加し、新たに公的部門の一翼を担うNPOなども生まれるなど、県民運動を支援する団体の育成、発展といった所期の目的は達成したと考えられることから、専門員の役割を団体間のネットワーク化や県民と行政のパートナーシップの強化等に転換することとし、今後は、専門員の任期にあわせ、その役割を順次県民の主体的な活動に委ねることとする。 <table border="1" data-bbox="1153 678 1646 766"> <tr> <td colspan="4">設置数</td> <td>(人)</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>設置数</td> <td>23</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"> 評価基準 : 事務事業 - 2 新たな視点 : 事務事業 - 1 </p>	設置数				(人)	年 度				~	設置数	23	12	3	0	335 (335)	今後は地域団体、NPO等の公的部門を担う団体の主体的な活動や団体相互の連携強化等に対する支援について検討を行う。
設置数				(人)																
年 度				~																
設置数	23	12	3	0																

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等															
民間社会福祉施設職員処遇改善費	<p>1 事業目的 民間社会福祉施設職員の労苦に対し感謝激励することにより優秀な人材の確保と資質の向上を図り、入所者処遇を向上させることを目的として、県が処遇改善費を支給する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>支給対象者 県が設置認可権を有する民間社会福祉施設に勤務する常勤職員</p> <table border="1" data-bbox="383 638 949 810"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設数</th> <th>常勤職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身障者更生施設等 援費移行施設</td> <td>86</td> <td>1,760人</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設等</td> <td>92</td> <td>1,333人</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>281</td> <td>4,003人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>459</td> <td>7,096人</td> </tr> </tbody> </table> <p>支給額 勤続年数により40千円～120千円 3月～1年 40千円 1年～2年 50千円 2年～3年 60千円 3年～4年 70千円 4年～5年 80千円 5年～6年 90千円 6年～15年 100千円 15年～ 120千円 設置者兼務 40千円</p> <p>補助の方法 民間社会施設に県が直接補助</p> <p>3 創設年度 昭和42年度</p>	区 分	施設数	常勤職員数	身障者更生施設等 援費移行施設	86	1,760人	児童養護施設等	92	1,333人	保育所	281	4,003人	計	459	7,096人	551 (551)	<p>民間社会福祉施設職員処遇改善費の見直し</p> <p>支援費制度・運営費制度の実施や措置施設に対する財政的支援の改善などに伴い、身体障害者更生・授産施設及び保育所等の設置者の自助努力による人材の確保等の対応が可能となってきた。</p> <p>このため、本制度を廃止することとするが、障害者の自立と社会参加等の促進や少子化対策の充実の観点から、施設が行う利用者サービスの向上を図るための取組みを支援する制度を創設する。</p> <p>評価基準：事務事業 - 3</p>	2,755 (2,755)	<p>制度の創設にあたっては、趣旨や内容等について、施設利用者等への十分な説明を行う。</p>
区 分	施設数	常勤職員数																		
身障者更生施設等 援費移行施設	86	1,760人																		
児童養護施設等	92	1,333人																		
保育所	281	4,003人																		
計	459	7,096人																		

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等																																	
総合衛生学院及び厚生専門学院	<p>1 事業目的 県下の看護師需給を補うため、総合衛生学院及び厚生専門学院を運営する。</p> <p>2 施設の概要 総合衛生学院 ア 所在地 神戸市長田区 イ 養成課程と定員 (人)</p> <table border="1" data-bbox="389 523 846 753"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1 学年</th> <th>総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師 3 年課程</td> <td>40</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>看護師 2 年課程 (定時制)</td> <td>40</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>助 産 師</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>保 健 師</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>歯 科 衛 生 士</td> <td>40</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>220</td> <td>420</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生専門学院 ア 所在地 尼崎市 イ 養成課程と定員 (人)</p> <table border="1" data-bbox="389 865 846 983"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1 学年</th> <th>総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師 3 年課程</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>看護師 2 年課程</td> <td>50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1 学年	総数	看護師 3 年課程	40	120	看護師 2 年課程 (定時制)	40	120	助 産 師	20	20	保 健 師	80	80	歯 科 衛 生 士	40	80	計	220	420	区 分	1 学年	総数	看護師 3 年課程	50	150	看護師 2 年課程	50	150	計	100	300	109 (109)	<p>総合衛生学院及び厚生専門学院の見直し</p> <p>総合衛生学院及び厚生専門学院については、県内の看護職員の確保のため、補完的な役割を担ってきたが、民間養成所における養成が進んでいることを踏まえて、県の役割を見直し、総合衛生学院と厚生専門学院を再編統合するとともに、以下のとおり養成課程の再編を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 看護師資格を取得する看護師 3 年課程については、民間養成所で充実傾向にあることから廃止を含めて見直す。 2 保健師課程については、県内 3 大学で養成していることから廃止する。 3 助産師課程については、県内の需給状況等を踏まえ、あり方を検討する。 4 准看護師が看護師資格を取得する看護師 2 年課程については、民間養成所では縮小傾向にあることから、看護師資格を希望する准看護師のニーズに対応するため同課程を継続する。 5 需要が高く、民間養成所で代替が困難な歯科衛生士課程は継続する。 <p style="text-align: right;">評価基準：事務事業 - 4</p>	83 (83)	<p>看護教員の資質向上など、看護教育の充実に留意する。</p>
区 分	1 学年	総数																																				
看護師 3 年課程	40	120																																				
看護師 2 年課程 (定時制)	40	120																																				
助 産 師	20	20																																				
保 健 師	80	80																																				
歯 科 衛 生 士	40	80																																				
計	220	420																																				
区 分	1 学年	総数																																				
看護師 3 年課程	50	150																																				
看護師 2 年課程	50	150																																				
計	100	300																																				

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等																								
こうのとりの会	<p>1 事業目的 県内各地域の調和ある人口構成を視野に捉えつつ、農山漁村部の男性と都市部の女性との出会い・交流の場を提供するとともに、豊かな自然の中で共生する新しいライフスタイルづくりを支援する。</p> <p>2 事業内容 交流会等(都市部5回・農山漁村部7回) 会報誌の発行 相談窓口の設置 非常勤嘱託員の設置 ふるさと大使・推進員各400名の設置</p> <p>3 会員数 (人)</p> <table border="1" data-bbox="349 783 931 903"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男 性</td> <td>824</td> <td>997</td> <td>1,142</td> <td>1,190</td> <td>1,249</td> </tr> <tr> <td>女 性</td> <td>435</td> <td>802</td> <td>1,023</td> <td>1,142</td> <td>1,170</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,259</td> <td>1,799</td> <td>2,165</td> <td>2,332</td> <td>2,419</td> </tr> </tbody> </table> <p>15年9月末現在</p> <p>4 成婚・婚約カップル 50組(15年9月末現在)</p> <p>5 会費負担 なし(交流会等の飲食費等実費は参加者負担)</p> <p>6 執行体制 青少年本部に委託</p> <p>7 創設年度 平成11年度</p>	区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	男 性	824	997	1,142	1,190	1,249	女 性	435	802	1,023	1,142	1,170	計	1,259	1,799	2,165	2,332	2,419	<p>36 (36)</p>	<p>こうのとりの会の見直し</p> <p>事業実施後5年を経過して、会員も増加し、事業ノウハウも蓄積されてきたこと、市町において本事業と連携した交流事業が定着しつつあることから、地域交流会等の地域事業については各市町の主体的な取り組みを中心とするとともに、会費制の導入を図るなど、効率的な運営に努める。</p> <p>評価基準：事務事業 - 6</p>	<p>90 (90)</p>	<p>見直しにあたっては、民間ノウハウの活用も検討する。</p>
区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度																								
男 性	824	997	1,142	1,190	1,249																								
女 性	435	802	1,023	1,142	1,170																								
計	1,259	1,799	2,165	2,332	2,419																								

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
ふるさと田園景 観創出事業	<p>1 事業目的 作物を作付けされない転作田や畦畔等を活用して景観形成作物などを栽培し、都市や地域の住民等に広く公開して交流することにより、ふるさと田園景観の創出と、県民の花を楽しむ機会の拡大とふれあい空間を創出する。</p> <p>2 事業内容 対象地域 ア ふるさと花畑園等の展開が集団栽培により効果的に図られる地域 (概ね1ha程度の団地) イ 中山間地域等直接支払制度の適用を受けていない地域 実施主体 市町・農業協同組合・農業者の組織する団体 助成措置 ア 種子代補助 ・補助率 1/3～1/2 イ 花畑園管理費補助 ・対象：中山間地域等 ・助成単価(定額) 2,000～4,000円/10a</p> <p>3 整備目標 1,200ha(16年度末)</p> <p>4 整備済 1,150ha(15年度末見込)</p>	46 (46)	<p>ふるさと田園景観創出事業の見直し</p> <p>多様な交流を生み出す地域社会づくりを進めるため、先導的に実施してきたが、整備目標が達成され、地域住民の意識の醸成が図られてきたことから、今後は地域の主体的な取組みに委ねることとする。</p> <p>評価基準：事務事業 - 6</p>	139 (139)	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」	<p>1 事業目的 中学生に、時間的・空間的なゆとりを確保し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を通じて「生きる力」の育成を図る。</p> <p>2 所要経費 中学校実施校費 290百万円 (200千円/CL) 推進協議会経費等 5百万円</p> <p>3 負担区分 県2/3 市町1/3</p> <p>4 創設年度 平成10年度</p> <p>5 事業実績 平成14年度 364校(全公立中学校100%実施) 参加者数 約52,000人</p>	295 (295)	<p>「トライやる・ウィーク」の見直し</p> <p>平成10年度から、体験活動を通じて生きる力の育成を図るため、市町に対する奨励事業として全県的規模で事業展開しているが、事業創設10年を経過する平成20年度に、市町における定着状況や事業の効果等を踏まえ、県と市町の費用負担の適正化を図る。</p> <p>評価基準：事務事業 - 6</p>	74 (74)	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
第61回国民体育大会開催推進費	<p>1 基本方針 阪神・淡路大震災による未曾有の被害を受けた本県の復興の姿を全国に披露する場とするとともに、震災当時に寄せられた支援に感謝を表す機会として、県下全88市町を会場地とし、震災復興10年を経た最初の年の開催にふさわしいものとなるよう「震災復興からの感謝を表す国体」、「県民総参加の国体」、「簡素の中にも活発で充実した新しい国体」の実現をめざす。</p> <p>2 開催年 平成18年</p> <p>3 愛称 「のじぎく兵庫国体」</p> <p>4 実施競技 正式競技 37競技 公開競技 3競技 デモンストレーションとしてのスポーツ行事 36競技</p>	484 (481)	<p>国民体育大会の見直し</p> <p>夏季・秋季大会の会期を一本化し、総合開会式の開催等による開催運営費の効率化や施設の有効利用による施設整備費(補助)の効率化を図る。</p> <p>1 従来 of 会期 夏季大会 9月(5日間) 秋季大会 10月(6日間)</p> <p>2 一本化後の会期 平成18年9月30日 ~10月10日(11日間)</p> <p>評価基準：事務事業 - 1 1</p>	754 (754)	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
電子県庁の推進による経費の効率化	<p>1 事業目的 国における電子政府の取組みや市町の情報化の取組みとの連携を図りながら、行政サービスの向上と簡素で効率的な行政システムの確立を目指した電子県庁の実現を推進する。</p> <p>2 事業内容 行政手続きの電子化 ア 申請・届出手続の電子化(一部運用開始) イ 税の申告手続きの電子化(運用開始) ウ 入札調達手続きの電子化 ・公共事業(運用開始) ・物品(運用開始)</p> <p>事務処理の電子化 ア 文書管理の電子化(全面運用開始) イ 電子メール等の利用拡大(全面運用開始)</p> <p>オンライン回線の統合化(統合完了)</p>	-	<p>電子県庁の推進による経費削減</p> <p>電子県庁の取組みを推進し、行政手続き、事務処理等の効率化を図るとともに、用紙・通信費・回線使用料などの行政経費の削減を行う。</p> <p>評価基準：事務事業 - 1 1</p>	2,397 (2,397)	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
環境率先行動の 推進による経費 の効率化	<p>1 施設の省エネ化改修 CO2削減目標 平成22年度までに28,580t-CO2を削減</p> <p>改修内容 照明器具の改修、空調機の高効率化 等</p> <p>平成15年度実施分 ・庁舎 2 施設 (本庁、龍野) ・高校 2 施設 (加古川東、伊丹北) ・警察 1 施設 (明石)</p> <p>2 太陽光発電の導入 導入目標 平成22年度までに34施設に導入 発電容量 1,641kW</p> <p>平成15年度実施分 ・防災拠点 5 施設 (本庁、神戸、姫路、柏原、 消防学校) ・警察 1 施設 (自動車警ら隊)</p>	-	<p>環境率先行動の推進による経費削減</p> <p>環境率先行動計画に基づき、庁舎の省エネ改修等を推進することにより、CO2を削減するとともに、行政経費の削減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ改修による電気料金の削減 約1,290百万円(5か年) ・太陽光発電による電気料金の削減 約34百万円(5か年) <p>評価基準：事務事業 - 1 1</p>	1,324 (1,324)	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
Hyogoしごと情報広場事業	<p>1 設置場所 神戸ハーバーランド庁舎 (クリスタルタワー12F)</p> <p>2 内容 就職支援部門 ((財)兵庫県雇用開発協会に委託)</p> <p>ア 目的 ・壮中高年失業者を中心とした求職者の 早期再就職を促進 ・若年失業者や不安定就労等の早期常用 就職を促進</p> <p>イ 事業内容 ・(壮中高年層) 個別相談、情報提供及び就職活動実践 プログラム(グループカウンセリング) 等 ・(若年層) キャリアマネージャーによる個別支援 や相談・情報提供、労働局との連携に よる職業紹介事業 (平成15年11月、兵庫学生・Uターン 就職支援センターを若者しごと倶楽 部に再編)</p> <p>職業能力開発支援部門 (兵庫県職業能力開発協会に委託)</p> <p>ア 目的 ・離転職者の職業能力の向上を図り、雇 用のミスマッチを解消</p> <p>イ 事業内容 ・アドバイザーによる相談援助、各種セ ミナーの開催</p>	128 (128)	<p>Hyogoしごと情報広場事業の見直し</p> <p>現在、2つの委託先機関が連携し展開している就職支援部門と職業能力開発支援部門を統合するなど効率化を図り、総合的に質の高い県民サービスを提供する。</p> <p>評価基準：事務事業 - 1 1</p>	30 (30)	<p>依然として厳しい雇用情勢に配慮し、特に若者・中高年対策や職業紹介などの雇用対策の充実・強化に取り組む。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等															
老人医療費助成事業	<p>1 見直しの考え方</p> <p>可処分所得面でほぼ同水準にある一般世帯と高齢者世帯との間の負担の均衡を考慮し、制度の対象者を、総世帯の中間的な水準の所得を下回る高齢者に限定することを基本として、所得制限の見直しを行うこととした。</p> <p>対象者を住民税非課税者とする</p> <p>対象者のカバー率：5割</p> <p>所得制限の見直しは段階的に実施</p> <p>対象者のカバー率の推移</p> <table border="1" data-bbox="405 751 831 1046"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>計 画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>70%</td> <td>69.5%</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>60%</td> <td>59.7%</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>60%</td> <td>59.5%</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>50%</td> <td>55.7%</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	計 画	実 績	平成12年度	70%	69.5%	平成13年度	60%	59.7%	平成14年度	60%	59.5%	平成15年度	50%	55.7%	6,379 (6,379)	<p>老人医療費助成事業の見直し</p> <p>1 考え方</p> <p>対象者及び所得制限は現行維持</p> <p>対象者及び所得制限については、現行制度を基本とする。 負担の公平を図る観点から、一定以上の所得者の家族（老人保健医療制度における一定以上所得者と同一世帯に属する者）は、制度の対象外とする。</p> <p>一部負担割合の見直し</p> <p>社会保険の本人及び家族(入院)の負担割合が2割から3割に引き上げられ、64歳以下の者との自己負担額の格差が拡大したこと、及び60～69歳と70歳以上の高齢者世帯の所得状況を踏まえ、負担の公平を図る観点から、一部負担割合を2割とする。</p> <p>負担限度額は現行維持</p> <p>老人保健医療制度の1割負担の限度額と同額である現行の負担限度額を維持する。</p>	<p>(11,465) (11,465)</p>	<p>1 制度の見直しにあたっては、事業主体である市町等との十分な協議検討を行うこととする。</p> <p>2 新制度への移行にあたっては、対象者に説明、周知徹底することとする。</p>
年 度	計 画	実 績																		
平成12年度	70%	69.5%																		
平成13年度	60%	59.7%																		
平成14年度	60%	59.5%																		
平成15年度	50%	55.7%																		

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等																												
	<p>2 制度内容</p> <p>対象者 65歳以上69歳以下の者</p> <p>所得制限 市町村民税非課税</p> <p>給付額 対象者の疾病及び負傷について、医療保険の給付が行われた場合の自己負担額から一部負担金を控除した額</p> <p>一部負担金(老人保健と同じ) 定率1割負担(一定以上所得者は定率2割負担)</p> <table border="1" data-bbox="383 699 1008 1027"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>要 件 (世 帯)</th> <th>外 来 (個 人)</th> <th>負 担 限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>課税所得124万円以上かつ収入637万円以上</td> <td>40,200</td> <td>72,300 + 1%</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td></td> <td>12,000</td> <td>40,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低所得者</td> <td>非課税世帯</td> <td rowspan="2">8,000</td> <td>24,600</td> </tr> <tr> <td>世帯員全員の所得が0の非課税世帯</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業主体 市町</p> <p>補助率 事業主体である市町の財政力指数等に応じ、1/2又は2/3を補助</p> <p>支給対象者(15年度推計) 176,400人</p> <p>3 創設年度 昭和46年度</p>	区 分	要 件 (世 帯)	外 来 (個 人)	負 担 限度額	一定以上所得者	課税所得124万円以上かつ収入637万円以上	40,200	72,300 + 1%	一 般		12,000	40,200	低所得者	非課税世帯	8,000	24,600	世帯員全員の所得が0の非課税世帯	15,000		<p>2 制度内容</p> <p>対象者 現行どおり</p> <p>所得制限 市町村民税非課税</p> <p>(ただし、一定以上の所得者の家族(老人保健医療制度における一定以上所得者と同一世帯に属する者)を除く。)</p> <p>一部負担金 定率2割負担</p> <table border="1" data-bbox="1205 699 1724 944"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>要 件 (世 帯)</th> <th>負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低所得者</td> <td>非課税世帯</td> <td rowspan="2">現行どおり</td> </tr> <tr> <td>世帯員全員の所得が0の非課税世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 実施時期 平成16年10月</p> <p>評価基準 : 事務事業 - 1 2 新たな視点 : 事務事業 - 5</p>	区 分	要 件 (世 帯)	負担限度額	一 般			低所得者	非課税世帯	現行どおり	世帯員全員の所得が0の非課税世帯		
区 分	要 件 (世 帯)	外 来 (個 人)	負 担 限度額																														
一定以上所得者	課税所得124万円以上かつ収入637万円以上	40,200	72,300 + 1%																														
一 般		12,000	40,200																														
低所得者	非課税世帯	8,000	24,600																														
	世帯員全員の所得が0の非課税世帯		15,000																														
区 分	要 件 (世 帯)	負担限度額																															
一 般																																	
低所得者	非課税世帯	現行どおり																															
	世帯員全員の所得が0の非課税世帯																																

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
重度心身障害者(児)医療費助成事業	1 事業目的 医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者(児)の福祉の増進を図る。	4,657 (4,657)	重度心身障害者(児)医療費助成事業の見直し 1 見直しの考え方 対象者は現行維持 所得制限の見直し 障害者本人の所得に着目する特別障害者手当との整合性を図る。 一部負担金の導入 ・更生医療・育成医療をはじめ、介護保険、支援費制度においても一部負担制度が導入されていること (・更生医療・育成医療の自己負担 月額2,200円～全額) ・社会保険の本人及び家族(入院)の自己負担割合が3割に引き上げられたこと及び老人医療費助成事業の一部負担割合を引き上げること を踏まえ、給付と負担の公平性を確保するため、外来・入院に定額の一部負担金を導入する。	(3,044) (3,044)	1 制度の見直しにあたっては、事業主体である市町等との十分な協議検討を行うこととする。 障害者基本法における障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者)の中で、現在、制度の対象外となっている精神障害者に対する措置について、検討する。 2 新制度への移行にあたっては、対象者に説明、周知徹底することとする。

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
	<p>2 制度内容</p> <p>対象者 ア 障害程度1級及び2級の身体障害者 イ 重度の知的障害者(療育手帳A判定)</p> <p>所得制限 特別児童扶養手当の所得制限の基準を準用 扶養親族2人の場合の給与収入金額 障害者(児)本人 7,284千円以下 扶養義務者 8,832千円以下</p> <p>給付額 対象者の疾病及び負傷について、医療保険の給付が行われた場合の自己負担額</p> <p>一部負担金 なし</p> <p>事業主体 市町</p> <p>補助率 1/2</p> <p>支給対象者数(15年度推計) 33,200人</p> <p>3 創設年度 昭和48年度</p>		<p>2 制度内容</p> <p>対象者 現行どおり</p> <p>所得制限 特別障害者手当の所得制限の基準を準用 扶養親族2人の場合の給与収入金額 障害者(児)本人 6,132千円以下 扶養義務者 8,832千円以下</p> <p>一部負担金及び負担限度額</p> <p>ア 外来 1 医療機関あたり、 1日500円を限度に月2回(1,000円)までの負担</p> <p>イ 入院 定率1割負担 負担限度額 外来の2倍の月額2,000円 更生医療・育成医療の外来・入院の負担割合(1:2)に準拠 ただし、連続して6か月を超える入院の場合、7か月目以降は一部負担金を徴収しない。</p> <p>3 実施時期 平成16年10月</p> <p>(注) 高齢重度心身障害者特別医療費助成事業についても同様の取扱いとする。</p> <p>評価基準 : 事務事業 - 1 2 新たな視点 : 事務事業 - 5</p>		

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
母子家庭等医療費助成事業	1 事業目的 母子家庭、父子家庭及び遺児に係る医療費の一部を給付することにより、母子家庭等の自立促進施策の充実を図り、その福祉の向上に資する。	1,447 (1,447)	母子家庭等医療費助成事業の見直し 1 見直しの考え方 対象者及び所得制限は現行維持 一部負担金の導入 ・ 社会保険の本人及び家族(入院)の自己負担割合が3割に引き上げられたこと及び老人医療費助成事業の一部負担割合を引き上げること ・ 重度心身障害者医療費助成事業に一部負担金を導入すること を踏まえ、給付と負担の公平性を確保するため、外来・入院に一部負担金を導入する。	(1,545) (1,545)	1 制度の見直しにあたっては、事業主体である市町等との十分な協議検討を行うこととする。 2 新制度への移行にあたっては、対象者に説明、周知徹底することとする。

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
	<p>2 制度内容</p> <p>対象者 ア 18歳に達した年度の末までの児童、又は 20歳未満の高校在学中の児童を監護する母 または父及びその児童 イ 遺児(年齢は同じ)</p> <p>所得制限 児童扶養手当の所得制限を準用 (扶養親族1人の母の給与収入3,543千円) 以下</p> <p>給付額 対象者の疾病及び負傷について、医療保険 の給付が行われた場合の自己負担額</p> <p>一部負担金 なし</p> <p>事業主体 市町</p> <p>補助率 事業主体である市町の財政力指数に応じて 1/3～2/3を補助</p> <p>支給対象者数(15年度推計) 97,800人</p> <p>3 創設年度 昭和54年度</p>		<p>2 制度内容</p> <p>対象者 現行どおり</p> <p>所得制限 現行どおり</p> <p>一部負担金及び負担限度額</p> <p>ア 外来 1 医療機関あたり、 1日500円を限度に月2回(1,000円)まで の負担</p> <p>イ 入院 定率1割負担 負担限度額 外来の2倍の月額2,000円 (重度心身障害者医療費助成事業の) 考え方準拠 ただし、連続して6か月を超える入院の場 合、7か月目以降は一部負担金を徴収しな い。</p> <p>3 実施時期 平成16年10月</p> <p>評価基準 : 事務事業 - 1 2 新たな視点 : 事務事業 - 5</p>		

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
乳幼児医療費 助成事業	1 事業目的 医療費の一部を助成することにより、乳幼児の福祉の増進を図る。	3,549 (3,549)	乳幼児医療費助成事業の見直し 1 見直しの考え方 対象者及び所得制限は現行維持 外来一部負担金の定額化 重度心身障害者及び母子家庭等医療費助成事業との均衡を図るとともに、負担限度額を上回った場合の償還払いが生じないよう定額負担とする。 入院一部負担金の導入 ・社会保険の本人及び家族(入院)の自己負担割合が3割に引き上げられたこと及び老人医療費助成事業の一部負担割合を引き上げること ・重度心身障害者及び母子家庭等医療費助成事業の入院、外来に一部負担金を導入すること を踏まえ、給付と負担の公平性を確保するため、入院に一部負担金を導入する。	(900) (900)	1 制度の見直しにあたっては、事業主体である市町等との十分な協議検討を行うこととする。 2 新制度への移行にあたっては、対象者に説明、周知徹底することとする。

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
	<p>2 制度内容</p> <p>対象者 義務教育就学前の乳幼児</p> <p>所得制限 ・ 0 歳児はなし ・ 1 歳児からは、児童手当特例給付の所得制限を準用 (扶養親族 2 人の場合の給与収入 7,378 千円以下)</p> <p>給付額 対象者の疾病及び負傷について、医療保険の給付が行われた場合の自己負担額から一部負担金を控除した額</p> <p>一部負担金 ア 外来 定率 1 割負担 負担限度額月額 5,000 円 イ 入院 負担なし</p> <p>事業主体 市町</p> <p>補助率 1/2</p> <p>支給対象者数 (15 年度推計) 315,400 人</p> <p>3 創設年度 昭和 48 年度</p>		<p>2 制度内容</p> <p>対象者 現行どおり</p> <p>所得制限 現行どおり</p> <p>一部負担金及び負担限度額</p> <p>ア 外来 1 医療機関あたり、 1 日 700 円を限度に月 2 回 (1,400 円) までの負担</p> <p>イ 入院 定率 1 割負担 負担限度額 外来の 2 倍の月額 2,800 円 (重度心身障害者医療費助成事業の 考え方に準拠)</p> <p>ただし、連続して 6 か月を超える入院の場合、7 か月目以降は一部負担金を徴収しない。</p> <p>3 実施時期 平成 16 年 10 月</p> <p>評価基準 : 事務事業 - 1 2 新たな視点 : 事務事業 - 5</p>		

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
入院生活福祉給付金	<p>1 事業概要</p> <p>対象者 福祉医療制度対象者のうち、重度心身障害者(児)医療費助成、母子家庭等医療費助成、乳幼児医療費助成の受給対象者</p> <p>所得制限 各福祉医療制度の所得制限に同じ</p> <p>給付額 入院時食事療養標準負担額相当額</p> <p>一部負担金 なし</p> <p>事業主体 市町</p> <p>補助率 1/2</p> <p>支給対象者数(15年度推計) 488,500人</p> <p>2 創設年度 平成7年度</p>	626 (626)	<p>入院生活福祉給付金の見直し</p> <p>老人保健医療制度及び介護保険制度において、食事療養費は自己負担となっていることから、当該制度は廃止する。 実施時期は、平成16年10月とする。</p> <p>評価基準 : 事務事業 - 1 2 新たな視点 : 事務事業 - 5</p>	2,940 (2,940)	<p>制度の見直しにあたっては、対象者に十分な周知を行うなど、新制度への円滑な移行を図る。</p>

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
重度心身障害者 (児)介護手当支 給事業費補助	<p>1 事業目的 重度心身障害者(児)の介護者に介護手当を支給することにより、当該介護者又は重度心身障害者(児)の精神的負担を軽減等を図る。</p> <p>2 事業内容 助成対象者 次の要件をすべて満たす者を介護する者 ・身体障害者手帳1級、2級所持者又は重度知的障害者 ・居宅において6ヶ月以上常時臥床状態にあり、日常生活において常時介護を要する状態(又はそれと同様の状態)の65歳未満の重度心身障害者(児) ただし、65歳未満で既に支給が行われている場合は65歳以降も継続支給</p> <p>所得制限 本人、配偶者、扶養義務者に対して、老齢福祉年金の所得制限(本人1,595千円+扶養親族加算)を準用</p> <p>県補助対象限度額 月額10,000円</p> <p>事業主体 市町</p> <p>補助率 1/2</p> <p>支給対象者数(15年度見込み) 6,879人</p> <p>3 創設年度 昭和48年度</p>	412 (412)	<p>重度心身障害者介護手当支給事業費補助の見直し</p> <p>重度心身障害者介護手当の受給者についても、在宅老人介護手当支給事業と同様に、介護保険サービスを利用する者を対象外とする。</p> <p>評価基準：事務事業-12 新たな視点：事務事業-5</p> <p>[参考] 在宅老人介護手当支給事業の制度内容</p> <p>1 助成対象者 次の要件をすべて満たす者を介護する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者であって、居宅において常時臥床又は痴呆の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする者(要介護4・5と認定された者及び要介護認定を受けていないが市町長が要介護4・5相当と認める者) ・過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者(短期入所生活介護と短期入所療養介護を合わせて7日以内の利用であった場合は対象とする) <p>2 所得制限 老齢福祉年金を準用</p> <p>3 県補助対象限度額 月額10,000円 ・ただし、家族介護手当事業の対象者は、その支給額(月額10万円)を控除した額</p>	391 (391)	

(単位：百万円)

項目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等																														
人生80年いきいき住宅改造助成	<p>1 事業目的 高齢者等対応住宅のストックを充実することで、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを推進する。</p> <p>2 事業内容 助成対象者 ア 一般型(始期：平成7年度) ・60歳以上の高齢者のいる世帯 ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者のいる世帯 イ 増改築型(始期：平成7年度) 一般型若しくは特別型の対象世帯及びこれらの者と同居しようとしている世帯 ウ 共同住宅(分譲)共用型(始期：平成14年度) 21戸以上の分譲共用住宅の管理組合 ただし、平成5年10月以降に建築された共同住宅で51戸以上のものを除く。 エ 特別型(始期：平成7年度) ・介護保険制度の要介護又は要支援認定を受けた者のいる世帯 ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者のいる世帯</p> <p>事業主体 市町</p> <p>県補助率 1/6～1/3</p> <p>補助対象限度額 ア 一般型、共同住宅共用型 1,000千円 イ 増改築型 1,500千円 ウ 特別型 1,000千円 (介護保険の住宅改修費と合わせて1,000千円)</p>	252 (252)	<p>人生80年いきいき住宅改造助成の見直し</p> <p>1 考え方 受益と負担の適正化及び類似制度との均衡を図る。</p> <p>一般型・増改築型の対象者の所得制限の見直し</p> <p>制度の対象者を所得の中間的な水準までの者とする。</p> <p>特別型の自己負担割合の見直し</p> <p>介護保険制度における住宅改修サービスの自己負担の状況を踏まえ、原則1割の自己負担を導入するとともに、一定以上の所得のある世帯については一般型へ移行する。</p> <p>2 制度内容 一般型等</p> <table border="1" data-bbox="1223 858 1944 1046"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>見 直 し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 者</td> <td>給与収入のみの者は 14,421千円以下 給与収入のみ以外の者は 所得が12,000千円以下</td> <td>給与収入のみの者は 8,000千円以下 給与収入のみ以外の者は 所得が6,000千円以下</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別型(自己負担割合の見直し)</p> <table border="1" data-bbox="1223 1098 1861 1286"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>見 直 し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>なし</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>市町村民税均等割課税世帯</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>所得税課税世帯(所得税14万円以下)</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>所得税課税世帯(所得税14万円超)</td> <td>1/2</td> <td>一般型へ移行</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価基準：事務事業 - 1 2</p>	区分	現 行	見 直 し	対 象 者	給与収入のみの者は 14,421千円以下 給与収入のみ以外の者は 所得が12,000千円以下	給与収入のみの者は 8,000千円以下 給与収入のみ以外の者は 所得が6,000千円以下	自己負担	2/3	2/3	区 分	現 行	見 直 し	生活保護世帯	なし	なし	市町村民税非課税世帯	なし	1/10	市町村民税均等割課税世帯	なし		市町村民税所得割課税世帯	1/3	1/3	所得税課税世帯(所得税14万円以下)	1/2	1/2	所得税課税世帯(所得税14万円超)	1/2	一般型へ移行	506 (506)	<p>見直しにあたっては、多様な利用者ニーズを踏まえ、利便性の向上を図るなど、制度の改善に努める。</p>
区分	現 行	見 直 し																																	
対 象 者	給与収入のみの者は 14,421千円以下 給与収入のみ以外の者は 所得が12,000千円以下	給与収入のみの者は 8,000千円以下 給与収入のみ以外の者は 所得が6,000千円以下																																	
自己負担	2/3	2/3																																	
区 分	現 行	見 直 し																																	
生活保護世帯	なし	なし																																	
市町村民税非課税世帯	なし	1/10																																	
市町村民税均等割課税世帯	なし																																		
市町村民税所得割課税世帯	1/3	1/3																																	
所得税課税世帯(所得税14万円以下)	1/2	1/2																																	
所得税課税世帯(所得税14万円超)	1/2	一般型へ移行																																	

[推進方策の別表記載事業のうち、引き続き見直しを進める事業]

項 目	見 直 し 内 容
長寿祝金	現行条例の経過措置終了時(17年度)に、長寿祝いの節目ごとに支給するなど制度を見直し
農業改良普及事業	多様な担い手の育成など普及事業の重点化 農家の特性に応じた普及対象の明確化 農業改良普及センター及び改良普及員の配置のあり方など普及指導体制の検討
私立学校経常費補助 (私立高等学校分)	生徒の急増・急減期において講じた緊急的措置として国基準に上乘せしてきた県独自財源による補助単価を見直し
在宅老人介護手当支給事業	介護保険制度の実施に伴い、介護手当の受給者を介護サービスを利用しない者に限定(12年8月から適用) 介護手当と家族介護慰労金との間で支給金額に差が生じないように調整 15年度以降は国庫補助事業の動向をみて検討
県立看護専門学校	柏原、淡路の看護専門学校については、看護師の需給状況等を踏まえ、後年度にあり方を検討
ひょうごっ子きょうだいづくり事業	新たにCSR基金により実施する「地域スポーツ活動支援事業」に順次移行
こころ豊かな兵庫をめざす 県民運動実践事業費助成	12年度以降、段階的に県補助率を引き下げ (現行1/2 1/3 1/4 廃止)
病院事業経営補助・負担金	国基準と異なる県独自の繰出基準を見直し、新たな繰出基準を策定
社会福祉事業団施設(特別養 護老人ホーム以外の施設)	県社会福祉事業団への施設運営委託料のうち、県単独継ぎ足し分の1/2程度を20年度までに削減

ウ 公的施設

(単位：百万円)

項目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
公的施設	<p>1 必要性や民間・市町との役割分担等を踏まえ、推進方策の評価基準に基づき、施設の廃止や移譲・無償貸付、利用料金制の導入など見直しを進めている。</p> <p>12～15年度に見直した施設</p> <p>ア 宿泊施設 ・施設の廃止 仁川ハイツ、県民ふるさとの家 芦屋ユース・ホステル、淡路ユース・ホステル ・施設の無償貸付 津名ハイツ ・利用料金制の導入 六甲保養荘、栃の実温泉荘 浜坂心身障害者保養センター 立雲荘</p> <p>イ 文化・スポーツ・レクリエーション施設 ・施設の廃止 丹波林間学校 ・施設の移譲 青年の山、西はりま青少年館 淡路ふれあい公園 ・施設の無償貸付 淡路ファームパーク</p> <p>ウ 貸 館 ・施設の廃止 豊岡労働会館</p> <p>既に見直しを予定している施設 丹波総合スポーツセンター 淡路勤労センター 健康センター 三室高原青少年野外活動センター</p>	4,692 (1,906)	<p>1 既に見直しを予定している施設</p> <p>評価基準に基づく以下の施設の廃止、移譲等に向けた関係機関等との協議・調整を引き続き進める。</p> <p>丹波総合スポーツセンター 淡路勤労センター 健康センター 三室高原青少年野外活動センター</p> <p>評価基準：公的施設 - 1～5</p> <p>2 その他の施設</p> <p>各施設の運営状況等を踏まえつつ現行の評価基準に基づく見直しを進めるほか、指定管理者制度の導入による利用の促進、運営の効率化等を進める。</p> <p>評価基準：公的施設 - 1～5 新たな視点：公的施設 - 2</p> <p>宿泊施設については、公社等に無償貸付することにより、その自主的運営に委ねる。</p> <p>評価基準：公的施設 - 2 新たな視点：公的施設 - 1</p>	<p>(3,078) (779)</p>	<p>1 県として引き続き運営することが適当と考えられる施設については、管理運営コストの効率化やサービスの充実等に努める。</p> <p>2 施設の廃止にあたっては、福祉、教育・文化など他の用途への転用等による有効活用等も検討する。</p> <p>3 市町への施設の移譲等にあたっては、所在市町等と十分協議を行う。</p> <p>4 民間への施設の移譲・貸付にあたっては、広く提案を募るなど、その手続きの透明性の確保等に努める。</p>

工 試験研究機関

項 目	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
試験研究機関 (共通)	<ol style="list-style-type: none"> 1 中期事業計画(13～17年度)に基づき、各試験研究機関毎の業務の重点化と今後の果たすべき役割を踏まえ、研究、普及指導、試験分析の業務の見直しを行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・県民等のニーズに直結した研究への重点化 ・コーディネート、情報提供、指導・相談の機能強化をめざした普及指導 ・試験分析の外部化の推進 2 業務の重点化に対応した効率的・効果的な業務執行体制の確保を図るため、組織の再編整備等を行った(14年4月) <ul style="list-style-type: none"> ・衛生研究所・公害研究所、工業技術センター、農林水産関係6機関のそれぞれの再編統合等 ・高齢者脳機能研究センター、成人病臨床研究所の廃止(県立病院の診療機能と一体化した研究体制への移行) 3 試験研究機関の活性化、研究マネジメント機能の強化を図るため、次の新たな仕組みを順次導入している。 <ul style="list-style-type: none"> ・研究評価システムの導入(13年度) ・任期付研究員の導入(14年度) ・研究マネジメント研修の実施(14年度～) ・職務発明審査会の各機関での実施と機能強化(15年度～) ・部局横断的なプロジェクト研究の推進(15年度～) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 中期事業計画の着実な推進 中期事業計画に基づき、重点化の方向に沿った業務の見直しやマネジメント機能の強化等を行い、行政サービス機関としての機能強化を進める。 2 新たなニーズ・課題への対応 新たなニーズ・課題に的確に対応するため、各試験研究機関の使命や研究の重点化の方向を踏まえ、試験研究の適正な事前評価を行うとともに、現行業務のさらなる見直しを行う。 さらには、大学や民間等との連携強化と役割分担の推進、外部資金の積極的な導入等も図りつつ、効率的・効果的な取組みを促進する。 3 新たな効率的・効果的な業務運営のあり方の検討 地方独立行政法人制度の活用については、各試験研究機関の使命・役割を踏まえつつ、制度の利点・課題を見極め、国等の状況も勘案しながら、慎重に検討を進める。 この検討結果も踏まえ、17年度末までに各試験研究機関の業務の特性に応じた効率的・効果的な業務運営のあり方を盛り込んだ次期中期事業計画を策定する。 検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ・目標による業務管理と実績評価 ・機動的な予算制度 ・職務の特性や業績を適正に反映する人事管理制度 ・外部人材の積極的活用と人事交流の促進 等 評価基準 : 試験研究機関 - 1～5 新たな視点 : 試験研究機関 - 1～3 	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
健康環境科学研究センター	<p>1 公害研究所と衛生研究所を統合し、人、環境を一体的に取り扱う「健康環境科学研究センター」を設置した。</p> <p>2 健康、環境に係る研究と対応窓口の一元化により、危機管理対応能力の強化を図っている。 生活環境や食品の安全のための高度な検査分析・研究を行うとともに、ダイオキシン類や環境ホルモンなど、健康、環境両面にわたる研究を重点的に実施している。 また、健康、環境両面に関する国内外の研究成果等の情報収集、発信機能の強化を図っている。</p> <p>3 高度な技術を要する試験検査・モニタリング、県施策の基礎となる研究等へ業務の重点化を図ることとし、現行業務の見直しを行っている。 ・現行業務の廃止 (13年度：研究28件等 / 14年度：研究19件等 / 15年度：研究3件等)</p>	105 (81)	<p>現行業務の見直しを行うとともに、SARSや西ナイルウイルス等の新興感染症や食品衛生法改正により増加する残留農薬検査、技術が未確立の環境有害物質への対応等新たなニーズ・課題に的確に対応するため、これらの試験研究について適正な事前評価をもとに積極的に取り組む。</p>	—	
工業技術センター	<p>1 産官学のコーディネート機能の強化や技術の複合化、融合化に対応する一貫したものづくり支援体制を整備するため、内部組織の全面的再編を行った。</p> <p>2 県内企業・業界のニーズが強く、技術の実用化に重点を置いた研究開発を実施するとともに、県内中小企業等の相談・助言、研修、情報提供を強化し、技術の仲介・連携を行うコーディネート機能の充実強化を図っている。</p> <p>3 県内中小企業等のニーズに応じた技術力強化や新事業展開のための研究開発・技術支援等に業務の重点化を図ることとし、現行業務の見直しを行っている。 ・現行業務の廃止 (13年度：研究5件等 / 14年度：研究4件等 / 15年度：研究7件等) ・民間等で実施可能な依頼試験156項目を廃止</p>	328 (193)	<p>現行業務の見直しを行うとともに、第二創業・競争力強化等を目指す企業等からの共同研究ニーズの大きな高まり等新たなニーズ・課題に的確に対応するため、これらの試験研究について、適正な事前評価をもとに積極的に取り組む。</p>	—	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額 (一般)	見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
農林水産技術総合センター	<p>1 農林水産関係6試験研究機関を統合し、農林水産全般の研究や普及指導等、総合的な技術支援の拠点機関「農林水産技術総合センター」を設置した。</p> <p>2 地域特産物をはじめ、生産者や消費者のニーズに直結した技術開発、実証試験を行うとともに、農林水産業が持つ環境や多面的機能に関する研究等行政ニーズに応じた研究を重点的に実施している。 環境やバイオテクノロジーなど、農林水産分野横断的な課題に対し、全県を担当する担当部長制の導入により対応の強化を図っている。 また、県下全域を対象とした農業・畜産に関する機能の集約化と、産地特性等を考慮した機動的な研究体制への移行を進めている。</p> <p>3 生産者や消費者のニーズに直結した農林水産物の技術開発等へ業務の重点化を図ることとし、現行業務の見直しを行っている。 ・現行業務の廃止 (13年度：研究57件等 / 14年度：研究13件等 / 15年度：研究18件等)</p>	671 (451)	<p>現行業務の見直しを行うとともに、「農のゼロミッション」等農林水各分野を横断した研究、食の安全・安心対策に資する研究、外国産との競争力を高める特産物の高品質技術開発等新たなニーズ・課題に的確に対応するため、これらの試験研究について適正な事前評価をもとに積極的に取り組む。</p>	—	
生活科学研究所	<p>県民のくらしに密着した生活の安全・安心の向上につながるテーマに関する調査・試験研究や、苦情品等の原因究明試験・技術相談等県民ニーズに直結した業務を実施している。 また、「商品テストセミナー」修了生等による共同研究など県民参加による調査・研究を推進している。</p>	31 (30)	<p>現行業務の見直しを行うとともに、食生活の安全に関する試験検査ニーズの高まりや消費者グループ等からの共同研究ニーズの高まり等新たなニーズ・課題に的確に対応するため、これらの試験研究について適正な事前評価をもとに、NPOや各種団体等との連携や情報収集の強化も図りつつ、積極的に取り組む。</p>	—	

4 自主財源の確保

(単位：百万円)

項目	現 状	予算額	見 直 し 内 容	効果額	実施上の留意事項等															
県税収入	<p>平成14年度の決算状況</p> <p>1 県税収入 (単位：百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>徴収歩合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12年度決算</td> <td>603,348</td> <td>95.5</td> </tr> <tr> <td>13年度決算</td> <td>584,073</td> <td>95.2</td> </tr> <tr> <td>14年度決算見込</td> <td>511,916</td> <td>94.7</td> </tr> <tr> <td>15年度当初予算</td> <td>502,800</td> <td>94.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 税込確保対策の取組み</p> <p>税込確保重点月間の設定 高額・困難滞納事案推進プロジェクト 自動車税徴収3カ年計画</p>	区 分	金 額	徴収歩合	12年度決算	603,348	95.5	13年度決算	584,073	95.2	14年度決算見込	511,916	94.7	15年度当初予算	502,800	94.9	502,800	<p>県税収入の確保</p> <p>県税収入の最大限の確保を図るため、引き続き税込確保対策本部を設置し、従来から実施している税込確保の取組みに加え、徴収歩合の向上を図るための取組みを充実・強化する。</p> <p>【新たな取組み】</p> <p>法人関係税、不動産取得税 ・高額・困難滞納事案の処理の促進</p> <p>個人事業税、自動車税 ・収納窓口の拡大 ・入札参加資格申請等への完納証明添付義務の検討</p> <p>個人県民税 ・徴収確保重点月間を市町との合同実施の検討</p> <p>軽油引取税 ・兵庫県不正軽油対策協議会を通じた不正軽油等の早期発見と課税標準等調査の実施</p> <p>評価基準：自主財源 - 1 新たな視点：自主財源 - 1</p>	7,500	<p>1 個人県民税の徴収率の向上を図る取組みについては、引き続き市町との連携強化を図る。</p> <p>2 国と地方の財源配分の見直しや地方への税源移譲等について、全国知事会等と緊密な連携を図りながら、引き続き国に働きかけを行う。</p>
区 分	金 額	徴収歩合																		
12年度決算	603,348	95.5																		
13年度決算	584,073	95.2																		
14年度決算見込	511,916	94.7																		
15年度当初予算	502,800	94.9																		

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額	見 直 し 内 容	効果額	実施上の留意事項等
法人関係税超過課税	<p>1 法人県民税の超過課税（第5次延長分）</p> <p>趣 旨 スポーツ活動を通じた地域コミュニティづくりや地域の教育力を活用した青少年の健全育成を図るため、幅広い年齢層の住民が様々なスポーツを楽しむことができる地域スポーツクラブの設置を支援する。</p> <p>超過課税の内容</p> <p>ア 超過税率 0.8%（標準税率5%）</p> <p>イ 不均一課税 資本金または出資金額が1億円以下で、かつ法人税額が年1,500万円以下の法人については、負担の軽減を図るため、超過課税の対象としない。</p> <p>ウ 期 間 平成11年10月1日から平成16年9月30日までの間に開始する事業年度分まで。</p> <p>エ 使 途 地域スポーツクラブの拠点整備及び運営経費の一部に補助。 〔市町推進委員会が造成する基金に対して、1クラブ当たり5年間で13,000千円を補助〕</p>	2,145	<p>法人県民税超過課税の延長</p> <p>県民や団体、NPO等、多様な主体による地域づくり活動が高まりをみせるなかで、地域の教育・文化活動の場における多彩な活動を促進することにより、地域コミュニティの形成や世代間交流、未来を担う創造性豊かな青少年の育成を一層推進するため、引き続き法人県民税超過課税を実施する。</p> <p>評価基準：自主財源 - 1 新たな視点：自主財源 - 3</p>	—	超過課税の実施にあたっては、納税者の理解と協力が得られるよう、広範な意見を踏まえながら検討を進める。

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額	見 直 し 内 容	効果額	実施上の留意事項等
	<p>2 法人事業税超過課税（第5次延長分）</p> <p>趣 旨 厳しい経済環境のなか、新しい経済構造にふさわしい活力ある兵庫の産業社会を構築していくため、各般の経済・雇用対策の充実強化を図りつつ、兵庫の特性と地域資源を生かした戦略的な産業構造改革プロジェクトの推進等を通じた新産業の創造等を図る。</p> <p>超過課税の内容 ア 超過税率 標準税率の1.05倍</p> <p>イ 不均一課税 資本金額が1億円以下で、かつ年所得5,000万円以下（収入金額課税法人については、資本金額が1億円以下でかつ収入金額が年4億円以下）の法人については、負担の軽減を図るため、超過課税の対象としない。</p> <p>ウ 期 間 平成13年3月12日から平成18年3月11日までの間に終了する事業年度分まで。</p> <p>エ 使 途 経済・雇用対策の充実強化と新産業の創造等を推進するための次のような施策に充当 ・戦略的な産業構造改革プロジェクトの推進 ・新産業の創造、導入による産業構造改革の推進 ・既存産業の経営・技術革新 ・雇用創出、安定対策の推進 ・産業基盤整備の推進</p>	4,093	<p>法人事業税超過課税の延長</p> <p>地域産業社会の基盤となる経済・雇用のセーフティネットを強化しながら、地域産業の元気回復と新たな活力の創造を図るとともに、未来を拓く創業と成長産業を創出し、本県産業の活力再生と成熟社会にふさわしい経済・雇用の構造改革を一層促進するため、引き続き法人事業税超過課税を実施する。</p> <p>評価基準：自主財源 - 1 新たな視点：自主財源 - 3</p>	—	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額	見 直 し 内 容	効果額	実施上の留意事項等
課税自主権の活用	これまでの検討状況 平成13年11月 兵庫県税制研究会設置 平成14年11月 同研究会「兵庫県にふさわしい課税自主権の活用のあり方についての報告」取りまとめ 平成15年11月 森林保全のための税検討委員会設置	—	課税自主権を活用するための具体的な検討の推進 1 森林保全のための税について外部委員による検討委員会を設置し、税の用途、県民に幅広く負担を求める課税の仕組み等について、具体的な検討を進める。 2 その他の税については、税制研究会の提言を踏まえ、内部的な検討を進める。 評価基準 : 自主財源 - 1 新たな視点 : 自主財源 - 2	—	1 国における個人住民税の見直しや温暖化税制の動向に留意する。 2 森林保全のために幅広く税を負担することについて、県民の理解を得るよう努める。

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額	見 直 し 内 容	効果額	実施上の留意事項等
使用料・手数料の適正化	使用料・手数料の改定実績 1 国や他の地方公共団体の類似施設との比較均衡に加え、類似の民間施設等との比較を行うことにより、料金の適正化を図ったもの。 12年度 県立保養施設宿泊料 ほか3件 13年度 小型船舶係留施設使用料 2 利用者の便宜と利用の促進を図るため、料金体系を県民の利用ニーズや利用実態に即した見直しを行ったもの。 12年度 健康センター使用料 ほか3件 13年度 港湾施設イベント使用料 ほか6件 14年度 文化体育館使用料 ほか1件 15年度 宿泊施設等の平日料金値下げ	31,379	使用料・手数料の見直し 1 県民の利用ニーズや利用実態に即した料金体系の見直しを行う。 ・施設の利用率の向上をめざした利用料金の見直し ・県民の地域づくり活動促進のための利用料金の見直し ・細分化されている附属設備使用料の統合化等 2 類似施設等との均衡等の観点からも、料金の適正化を図る。 評価基準：自主財源 - 2 新たな視点：自主財源 - 4	—	

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額	見 直 し 内 容	効果額	実施上の留意事項等																				
財産収入等	<p>1 未利用地の処分方針</p> <p>小規模な未利用地は売却処分を推進 その他の未利用地については、公共・公共用の活用が見込まれない場合に売却処分</p> <p>2 売却処分の状況 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="342 528 965 778"> <thead> <tr> <th>売却先</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町・公社</td> <td>96</td> <td>63</td> <td>86</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>184</td> <td>142</td> <td>45</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>279</td> <td>205</td> <td>131</td> <td>383</td> </tr> </tbody> </table>	売却先	12年度	13年度	14年度	15年度	市町・公社	96	63	86	-	その他	184	142	45	-	計	279	205	131	383	383	<p>財産収入等の確保</p> <p>1 県が保有している未利用地については、地元市町、社会福祉法人等による福祉施設用地や住宅供給公社による住宅用地等、公共部門への売却処分を推進するとともに、公共部門での活用が見込まれない用地については、民間等へ売却処分する。</p> <p>2 新たに、NPO等の活動拠点施設用地として貸付するなどの活用も検討する。</p> <p>評価基準：自主財源 - 3 新たな視点：自主財源 - 5</p>	1,200	未利用地の売却等にあたっては、周辺の地域の状況に配慮する。
売却先	12年度	13年度	14年度	15年度																					
市町・公社	96	63	86	-																					
その他	184	142	45	-																					
計	279	205	131	383																					

(単位：百万円)

項 目	現 状	予算額	見 直 し 内 容	効果額	実施上の留意事項等
地方税財源の充実強化	<p>地方税財政制度に係る「三位一体改革」の現状</p> <p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)において、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の見直し、税源移譲を含む税源配分の見直しの三位一体改革について基本的な枠組みが示されている。</p> <p>[基本方針2003のポイント]</p> <p>平成18年度までに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国庫補助負担金 概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等 2 地方交付税 地方財政計画の歳出を徹底的に見直すことにより、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小 3 税源移譲 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて、基幹税の充実を基本に税源移譲。補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安に移譲し、義務的な事業については、徹底的な効率化を図ったうえで所要の全額を移譲 	<p>—</p>	<p>地方税財源の充実強化</p> <p>分権型社会の構築に不可欠な地方の財政自主権の確立に向け、三位一体改革の具体化を図るため、全国知事会等との緊密な連携のもと、国への働きかけを強化するとともに、地方公共団体からの具体的な提案を積極的に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備え、課税標準、納税義務者が共通する所得税及び消費税から、個人住民税及び地方消費税の基幹税への税源移譲による抜本的な税源配分の見直しを行い、地方税財源の充実強化を図る。 2 国の事務、地方の事務の実施に関する権限と財源を一致させ、責任の明確化を図ることを基本に、単なる地方への負担転嫁とならないよう、国庫補助負担金の廃止・縮減とこれに見合う税源移譲等を同時に行うとともに、直轄事業負担金を廃止する。 3 地方交付税は、本来地方の固有財源であることや、国が地方の事務を義務づける現状にあって、行政サービスの水準を維持するため地方の財源を保障することは国の責務であることを踏まえた見直しを行い、財源保障機能の堅持と総額確保を図る。 4 国から地方への税源移譲後も残る地方間の財政力格差を是正するため、富裕団体が財源超過分を交付税特別会計に拠出する「逆交付税制度」の導入等を検討する。 <p style="text-align: right;">新たな視点：自主財源 - 6</p>	<p>—</p>	

5 先行取得用地

項 目	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
<p>県先行取得用地の利活用促進と適正管理</p>	<p>兵庫県土地開発公社及び兵庫県住宅供給公社を活用して用地の先行取得を行い、将来の計画的な地域整備に備えるとともに、高速道路網等の整備周辺地域の乱開発や無秩序なゴルフ場開発等の抑制を図ってきた。</p> <p>この結果、県民ニーズの具体化にあわせ、コウノトリの郷公園、神戸東部新都心、三木震災記念公園等の整備など順次有効活用を図るとともに、良好な地域環境の保全等に寄与してきた。</p> <p>しかしながら、一方で、昨今の厳しい社会経済情勢を反映して、事業化までに、長期の検討を要する用地が増加しており、公社での土地保有の長期化が進んでいる。</p> <p><県先行取得用地の状況></p> <p>兵庫県土地開発公社、兵庫県住宅供給公社で保有している県先行取得用地の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県土地開発公社 1,631ha (1,761億円) ・兵庫県住宅供給公社 1,401ha (1,309億円) 計 3,032ha (3,070億円) <p><先行取得の目的別内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場、リゾート、住宅等の開発抑制と乱開発防止 1,820ha ・高速道路の整備周辺地域の乱開発防止 495ha ・将来の計画的な地域整備 717ha 計 3,032ha <p><先行取得の主な活用例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸東部新都心 9ha (県立美術館、人と防災未来センター、災害医療センター等) ・三木震災記念公園 133ha ・コウノトリの郷公園 165ha ・上山高原エコミュージアム 373ha ・淡路景観園芸学校 13ha 	<p>1 見直しの考え方</p> <p>厳しい経済情勢の中で、県先行取得用地については、公社での保有が長期化している。また、資産デフレの進行が、将来、事業化にあたっての阻害要因となることから、用地の利活用の促進はもとより、買戻し価格の抑制を図ることが課題となっている。</p> <p>このため、用地の一層の利用促進、県での買戻しの推進、買戻し価格の抑制等、総合的な用地対策を講じることにより、将来の本格的な事業化に備える。</p> <p>2 総合的な県先行取得用地対策の内容</p> <p>利活用の促進</p> <p>ア 先行取得用地の本格的な事業化に向けた利活用の検討を推進する。その際、用地の実情に応じ、事業目的の見直しも含めた幅広い検討を行う。</p> <p>イ 本格的な事業化を行うまでの間、先行取得用地の利活用を図るため、里山林等として整備を行い、広く県民の利用に供するなど、用地の特性を活かした有効活用の促進を図る。</p> <p>公社長期保有地の縮減</p> <p>公社での長期保有用地の縮減を図るため、先行取得事業債等を活用して、県による買戻しを進める。</p> <p>買戻し価格の抑制</p> <p>将来の買戻し価格の抑制を図るため、以下の対策を講じる。</p> <p>ア 土地開発公社債の発行</p> <p>土地開発公社において、県保証付きの公募債を発行することにより、調達金利の引下げを図る。</p> <p>イ 利子補給の検討</p> <p>特定財源を活用した公社調達資金に対する利子補給の検討を行う。</p> <p>管理の明確化</p> <p>当面県での買戻しを行わない県先行取得用地については、管理の明確化を図るため、土地開発公社に集約する。</p> <p style="text-align: right;">評価基準：公社等 - 9</p>	

6 公社等

項 目	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
統廃合の促進	<p>設置目的が類似し、統合により効果的、効率的な運営が期待できるものや社会経済情勢の変化により必要性が低下したものについて、統廃合を進めている。</p> <p>1 統合 (財)兵庫県栽培漁業協会と(財)兵庫県水産公害対策基金を統合し、(財)ひょうご豊かな海づくり協会に改組(13年6月)</p> <p>(財)21世紀ひょうご創造協会と(財)兵庫県ヒューマンケア研究機構を統合し、(財)21世紀ヒューマンケア研究機構に改組(15年4月)</p> <p>(社)兵庫県森と緑の公社と(財)ひょうご農村活性化公社を統合し、(社)兵庫みどり公社に改組(15年4月)</p> <p>(財)兵庫県建設技術センターと(財)兵庫県都市整備協会を統合し、(財)兵庫県まちづくり技術センターに改組(15年4月)</p> <p>2 廃止 (財)夢の架け橋記念事業協会(13年3月) (財)関西中小企業総合センター(13年11月) (財)ひょうご地域福祉財団(14年3月) ひょうごヒューマンケア(株)(15年3月)</p>	<p>阪神・淡路大震災からの復興を目的とする団体について、17年に震災復興計画の目標年次が到来することから、17年度以降に残存する業務の状況や復興10年総括検証の結果・提言等を踏まえつつ、団体の廃止と適切な経過措置を検討するものとする。</p> <p>(財)阪神・淡路産業復興推進機構 (財)阪神・淡路大震災復興基金</p> <p>評価基準：公社等 - 6</p>	

項 目	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
経営改善の促進	<p>1 (社福)兵庫県社会福祉事業団</p> <p>兵庫県社会福祉事業団経営ビジョンに基づき、職員配置の見直し等による運営体制の見直し、管理経費の削減等による経営の効率化、合理化に取り組んでいる。</p> <p><主な取組実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員の削減数 14年度までの実績 120人 (14年度までの計画 96人) ・ 人件費の削減額 14年度までの実績 771百万円 ・ 収支改善額 14年度までの実績 815百万円 (14年度までの計画 538百万円) <p>2 (財)兵庫県勤労福祉協会</p> <p>勤労者のための保養、研修施設の運営に係る「憩の家」会計について、憩の家経営改善計画に基づき、積極的なPR、営業活動等利用促進・収入増対策や人件費の削減等経費削減対策に取り組んでおり、13年度決算で全ての施設で黒字を計上している。</p> <p><主な取組実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 13年度 全ての施設で黒字 合計19百万円 (計画 5施設全体で黒字 合計9百万円) ・ 14年度 全ての施設で黒字 黒字額合計38百万円 (計画 全ての施設で黒字 合計25百万円) ・ 14年度の人件費削減額 12年度比 98百万円 	<p>継続的な経営改善の取組み</p> <p>引き続き、職員配置の見直しや管理経費の削減など経営収支の改善に向けた取組みを進めるものとする。</p> <p>継続的な経営改善の取組み</p> <p>引き続き、利用促進・収入増対策や経費削減対策に取り組む、一層の経営改善を図るものとする。</p>	

項 目	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
	<p>3 (社)兵庫みどり公社</p> <p>(社)兵庫県森と緑の公社経営改善の取組についてに基づき、施業経費の削減、借換による借入金の利子負担の軽減などの分収造林事業の見直しや人員削減、事務費の削減などによる経営改善に取り組んでいる。</p> <p><主な取組実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術員の削減数 14年度までの実績 6人 (20年度までの計画 11人) ・事務費の削減額 14年度までの実績 75百万円 (20年度までの計画 100百万円) ・統合に伴う常勤役職員の削減数 5名 ・施業経費削減額 14年度までの実績 795百万円 (20年度までの計画 935百万円) ・利子負担軽減額 14年度までの実績 653百万円 (20年度までの計画 1,044百万円) 	<p>1 新たな計画の策定</p> <p>兵庫県森と緑の公社とひょうご農村活性化公社が統合されたことを踏まえ、ひょうご農村性化公社の課題を含め、新たに以下の内容を含む経営改善計画を策定し、取組みを推進するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 執行体制等の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・人員削減 ・一般管理費の削減 イ 農地保有合理化事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・長期保有農地の早期売渡 ウ 分収造林事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の見直し(主伐計画の見直し、施業経費の改善等) ・借入金の軽減 エ 緑化事業に係る受託事業の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備事業を中心とした更なる事業拡大 ・従来の緑化事業にコンサルティング事業等を加えた新たな受注分野の拡大 <p>2 楽農生活の推進</p> <p>遊休農地の解消と楽農生活実践の場の増大を図るため、団体の新たな事業展開として、遊休農地等を活用した市民農園の整備など楽農生活を推進するものとする。</p>	

項 目	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
	<p>4 兵庫県土地開発公社</p> <p>景気の長期低迷による地価の下落や高速道路建設事業をはじめとした公共事業をめぐる環境変化を踏まえ、14年度に今後の事業量の精査を行い、12年度に策定した経営改善計画を見直した。</p> <p>この見直し後の経営改善計画に基づき、役職員配置の見直しや事務事業経費の削減、産業団地の販売促進等による経営改善に取り組んでいる。</p> <p><主な取組実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員削減数 15年10月までの実績 14人 (22年度までの計画 62人) ・ 事務事業経費の削減率 14年度は12年度比 21.6% (計画 12年度比 20%) ・ 産業団地の販売面積 15年10月までの実績 8ha (22年度までの計画60ha) 	<p>経営改善の取組みの強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 執行体制等の見直し 引き続き、役職員の削減や事務事業経費の節減など執行体制等の見直しに取り組むものとする。 2 産業団地の販売促進の強化等 早期立地割引制度や構造改革特区制度による定期借地権制度を活用し、産業団地等の販売促進の強化及び利活用の促進を図るものとする。 	

項 目	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
	<p>5 兵庫県住宅供給公社</p> <p>経営改善計画に基づき、分譲住宅事業の見直しと完成在庫の早期解消、賃貸住宅の入居率の向上、職員配置の見直しや県営住宅関連業務の受託拡大に取り組んでいる。</p> <p><主な取組実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員削減数 14年度までの実績 24人 (16年度末計画 28人) ・ 完成在庫814戸のうち、15年8月末までに775戸を完売(残戸数39戸) (計画 814戸を16年度中に完売) ・ 公社賃貸住宅入居率 14年度末 92.2% (16年度末計画 93.1%) ・ ひょうご県民住宅入居率 14年度末 67.4% (16年度末計画 88.9%) ・ 県営住宅管理業務の全面受託(12年度～) ・ 県営住宅建替工事等の受託(13年度～) <p>自主事業用地について、昨今の厳しい経済情勢を反映して、事業化までに長期の検討を要し、簿価対策を講じる必要がある。</p> <p>自主事業用地 58ha(加古川市神野台等)</p>	<p>1 経営改善の取組みの強化</p> <p>執行体制等の見直し 引き続き、職員の削減や事務事業経費の節減など執行体制等の見直しに取り組むものとする。</p> <p>完成在庫の販売及び賃貸住宅入居率の向上 引き続き、計画に基づく取組みを推進するものとする。</p> <p>ひょうご県民住宅の入居率向上対策の強化 入居率が計画を下回っていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者負担額の引下げ ・ 国への特優賃制度の抜本的な改善の要望 ・ オーナーとの賃貸契約の見直し <p>など、入居率向上対策の強化に取り組むものとする。</p> <p>県営住宅受託事業の適切な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、公社のノウハウ等を活用した適切な建替事業、大規模改修事業などに取り組むものとする。 ・ 入居者への生活相談などきめ細やかな対応を図りつつ、滞納の解消に努めるものとする。 ・ 災害復興公営住宅等の空き駐車場の利活用や小規模団地の空室を利用した集会所の確保を推進するものとする。 <p>2 自主事業用地の適切な簿価対策</p> <p>公社資産を活用し、資本の強化を図ることにより、健全経営を維持しつつ、将来の用地の売却に備えた適切な簿価対策を講じるものとする。</p> <p style="text-align: right;">評価基準 : 公社等 - 5、9 新たな視点 : 公社等 - 1</p>	

項 目	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
財政・人的支援 の適正化等	<p>13年度に実施した公社等の総点検の結果を踏まえ、県の財政支出及び派遣職員数の削減に取り組んでいる。</p> <p>財政支出（一般財源）の削減 15年度までの取組み 約10億円（13年度比） （16年度までの計画 約14億円） 派遣職員数の削減 15年度までの取組み 43人（13年度比） （16年度までの計画 約60人）</p>	<p>1 引き続き、事業の見直しによる県の財政支出及び派遣職員数の削減に取り組む。</p> <p>2 15年度から、県退職者の公社等役職員について、退職手当を不支給とするものとする。</p> <p>3 O B 職員やN P Oの活用、外部委託の推進、事業執行方法の見直し等の総点検を行い、20年度までの新たな取組計画を16年度中に策定する。</p> <p style="text-align: right;">評価基準 : 公社等 - 5、8 新たな視点 : 公社等 - 1、2</p>	
公社等の運営の 透明性の向上	<p>情報公開条例に基づき、県に準じて情報公開を行う情報公開法人等を指定し、情報の公開や提供を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開法人 25団体 ・情報提供法人 44団体（15年4月現在） 	<p>1 情報公開法人等に対して、インターネットを活用した情報提供の取組みを指導する。</p> <p>2 公益法人会計基準の改正への対応や資産額等が一定規模以上の団体への外部監査の導入を指導する。</p> <p style="text-align: right;">新たな視点 : 公社等 - 3</p>	

項 目	現 状	見 直 し 内 容	実施上の留意事項等
公営企業	<p>1 企業庁 経営の健全性を確保しながら、社会の変化や県民ニーズの多様化に対応した事業推進を図るため、15年5月に「兵庫県企業庁経営ビジョン」を策定した。 また、ビジョンの中で、18年度までに186億円の経費削減を行う「経費削減5か年計画」を作成し、次の事業や組織、定員の見直しを進めている。</p> <p><主な取組実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金出地ダム利水事業の中止(14年度) 27億円 ・潮芦屋ごみ収集施設、港湾緑地整備の工法変更(14年度) 25億円 ・地域整備第1局と第2局の統合(15年度) ・職員数の削減 112人(11年度:369人 15年度:257人) <p><保有地の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有地(14年度末) 1,790ha(うち分譲中 273ha) <p>2 病院局 12年度に策定した県立病院中期経営計画(～16年度)に基づき、より充実した高度専門医療や特色ある医療を提供することにより収益を確保するとともに、効率的な費用執行を図っている。 また、14年度からは、公費負担の明確化と独立採算の確保を図るため、地方公営企業法の全部適用を行っているほか、15年9月には、自立した経営基盤のもとで医療内容の充実を図るため、「病院構造改革推進方策」を策定した。</p> <p><主な取組実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損益(一般会計繰入前)の改善 18億円 (11年度:160億円 14年度:142億円) ・附帯事業の見直し: 検診センターの廃止(12年度) 加古川看護専門学校の廃止(13年度) 成人病臨床研究所の廃止(13年度) 高齢者脳機能研究センターの廃止(13年度) ・職員数の削減(本庁職員含む) 8人 (11年度:4,751人 15年度:4,743人) 	<p>「兵庫県企業庁経営ビジョン」の推進 「兵庫県企業庁経営ビジョン」に基づき、次の取組みを推進する。</p> <p>ア 経営基盤の強化 ・総合経営計画の再構築 ・分譲促進や保有資産の積極的な活用 ・民間のノウハウや資金の活用 等</p> <p>イ 簡素で効率的な組織体制の構築、職員の資質向上 ・プロジェクトチーム等の活用 ・スクラップ・アンド・ビルドの徹底 等</p> <p>ウ 県民への説明責任の確保、透明性の向上 ・事業の各段階における評価の実施 ・会計制度の見直し 等</p> <p>「病院構造改革推進方策」の推進 「病院構造改革推進方策」に基づき、より良質な医療の提供、安心してかかれる県立病院の実現、自立した経営の確保を基本理念として、次の取組みを推進する。</p> <p>ア より良質な医療の提供 ・高度先進医療等の専門機能の充実 ・兵庫県保健医療計画に示された政策医療の提供 ・他の医療機関との機能分担による診療機能の充実 等</p> <p>イ 安心してかかれる県立病院の実現 ・患者の立場や選択の尊重 ・患者主体のサービスの提供 ・医療事故の防止 等</p> <p>ウ 自立した経営の確保 ・計画的な経営の推進 ・職員の経営意識、参画意識の高揚 ・診療報酬上の各種加算取得等による収入の確保 ・診療材料の一元管理の拡充等による費用の節減 等</p>	

項 目	評 価 基 準
1 組 織	<p>(本 庁)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 縦割り組織の弊害を是正し、総合的な政策運営を図るため、組織の統合を行う。 2 業務執行上の権限と責任の明確化を図るため、職制の見直しを行う。 3 意思決定の迅速化等、機動力の強化を図るため、中間職制の見直し、業務執行方法の簡素、効率化を行う。 4 本庁における政策企画立案機能の重点化を図るため、地方機関への権限委譲や業務の民間委託等を進める。
	<p>(地方機関)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 地域課題の現地解決能力の向上、市町との協働の推進のため、政策企画立案機能及び総合調整機能を充実強化する。 6 県民に身近なところで行政サービスを提供するため、事業の執行方法を見直し、地方機関への権限委譲を進める。 7 総合的な行政サービスの提供を行うため、地方機関の統合を図る。 8 社会経済情勢の変化・地域課題に対応するため、所管区域を見直し、事務所の配置の適正化を図る。 9 内部組織や業務執行方法の簡素、効率化を図る。
	<p style="text-align: center;">新 た な 視 点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町合併に伴う業務量の変化やITの活用にも留意しつつ、組織体制の再構築を図る。 2 県民局について、現地解決型総合事務所として課題解決機能の向上が図られるよう検討を行う。

項 目	評 価 基 準
2 定員・給与	<p>(定員)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業、組織、公社等の見直し、事務執行体制の効率化に伴い、業務量の減少等に応じた見直しを行う。 2 法令により配置の基準が示されている定員は、当該基準に基づき、配置を行う。 3 現下の厳しい経済・雇用環境に配慮しつつ、ワークシェアリングの観点も踏まえ、検討を進める。
	<p>(給与)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国及び他の地方公共団体の職員並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、一般職及び特別職に属する職員の給与について見直しを行う。
	<p>新 た な 視 点</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1 定員については、事務事業、組織、公社等の新たな見直しや事務執行体制の効率化等に応じて検討を行う。 2 業務の多様化に対応し、様々な任用形態の活用を検討する。 3 教職員定数については、児童生徒数の増減、国の教職員定数改善の状況等を考慮して、警察官定数については、国の配置基準の改正等を考慮して、それぞれ検討を行う。 4 給与について、国における制度改正や給与改定率の状況等を踏まえ、対応を検討する。

項 目	評 価 基 準
<p>3 行政施策</p> <p>(1) 投資事業</p> <p>公共事業 投資単独事業</p>	<p><新規事業></p> <p>(必要性)</p> <p>1 平成20年度までの10年間に実施しなければならないことを客観的な理由・指標等を用いて明確に示せないものは、着手しない。</p> <p>2 県民の要望の程度の低いものは、着手しない。</p> <p>3 事業の性質上、地元市町等関係者の合意が必要なもので、その見通しの立っていないものは、着手しない。</p> <p>(有効性・効率性)</p> <p>4 事業目的に照らして投資効果の低いもの、後年度負担が過大なものなど、費用に比べて効果が低いものは、着手しない。</p> <p>5 採算性が求められる事業で、事業採算の見通しを明確に示せないものは、着手しない。</p> <p>6 施設整備において、類似の既存施設を活用する方が効果的・効率的なものは、着手しない。</p> <p>7 投資単独事業として新たな施設整備(既存施設の再整備を含む)を行う場合には、PFI方式の導入等民間活力の活用を検討する。</p> <hr/> <p>(環境適合性)</p> <p>8 環境に影響を及ぼすような事業について、環境対策を適切に講じた上でなければ、計画を進めない。</p> <hr/> <p>(優先性)</p> <p>9 上記の基準にかかわらず、県民の生命・身体・財産の安全を守るために必要なもの、既存又は進行中の事業との関連で相乗効果が期待できるものについては、その緊急度に応じて優先的に着手する。</p> <hr/> <p><継続事業></p> <p>(必要性)</p> <p>1 現行計画を継続しなければならないことを客観的な理由・指標等を用いて明確に示せないものは、事業の凍結、延期、計画変更等事業の見直し(以下「見直し」という。)を行う。</p> <p>2 事業が停滞し、今後の見通しの立たないものは、見直しを行う。</p>

項 目	評 価 基 準
	<p>(有効性・効率性)</p> <p>3 社会経済情勢等の変化に伴い、事業目的に照らして投資効果が低くなったもの、後年度負担が過大になったものなど費用に対する効果が当初の見込みに比べ大幅に低下したものの、より効果的な方法が生じたものは、見直しを行う。</p> <p>4 採算性が求められる事業で、社会経済情勢等の変化に伴い需要が減少するなど、事業採算の見通しを明確に示せなくなったものは、見直しを行う。</p> <p>(環境適合性)</p> <p>5 社会経済情勢等の変化に伴い、環境に対する影響に大きな変化の生じた事業については、環境対策を適切に講じた上でなければ、事業を進めない。</p> <hr/> <p>(優先性)</p> <p>6 上記の基準にかかわらず、事業継続による効果と事業中止による損失とを総合的に比較考量して、経済性に優るものは継続する。</p>
	新 た な 視 点
	<p>1 社会資本整備の基本方針・プログラム等や国の政策動向を踏まえ、重点的な事業配分やコスト縮減、既存ストックの活用、PFIの導入、電子入札等入札契約の改善等事業の効率化を進める。</p> <p>2 公共事業及び地方単独事業の抑制基調、本県の社会資本整備の水準等を踏まえ、事業配分、事業量等について検討を行う。</p> <p>3 透明性、公平性を確保し、住民等の理解と協力を得るため、構想・計画・実施・管理等の事業過程を通じた住民参加の取組みを進める。</p> <p>4 投資事業評価の精度の向上を図るとともに、事後評価制度の検討を進める。</p>

項 目	評 価 基 準
<p>(2) 事務事業</p>	<p>(必要性)</p> <p>1 高齢化・少子化・産業構造の変化等に伴い、事業の対象者・利用者数が減少、又は対象者の状況が変化して、事業の効果、効率性が低下したものは廃止、縮小する。</p> <p>2 事業の対象者・利用者数の急増・急減、その他緊急の行政需要に対応するため実施した事業で、その緊急性が低下したものは廃止、縮小する。</p> <p>3 国又は県の他制度の改正に伴い、類似の効果を持つ代替的措置が講じられることになった事業は廃止、縮小する。</p> <hr/> <p>(民間・市町との役割分担)</p> <p>4 県が先導的・補完的機能を果たすため設置した施設で、民間における同種の施設の増加により、その先導性・補完性が低下しているものは、民間移譲又は廃止する。</p> <p>5 県が先導的に実施してきた事業で、民間における類似事業の増加により、その先導性が低下しているものは、原則として廃止、縮小する。</p> <p>6 県が民間又は市町に対して先導・奨励する趣旨で実施してきた事業で、 全県的に一般施策として実施するものについては、創設後10年 モデル事業については、創設後5年 が経過して、その意義が普及し、NPO等民間セクターにおける自主的活動に委ねることが適当となったものや、市町事業として同化定着したものについては、県の財政支援を廃止、縮小する。</p> <p>7 県と市町との経費負担区分を明確にし、市町が経費負担すべきものについては、県の財政支援を廃止、縮小する。</p> <hr/> <p>(有効性・効率性)</p> <p>8 事業効果を政策目標の達成度を示す指標で明らかにし、その指標が3年以上著しく低い水準に止まっているもので、事業の廃止による重大で明確な支障がないものは、原則として廃止する。</p> <p>9 収支バランスを基本とする経営的事業は、同種の民間事業の効率的な経営内容を勘案し、国基準等を上回る運営費の県単独分は、原則として段階的に縮小する。</p> <p>10 県民に行政サービスを提供する事業で、サービスの質とコストの両面を総合的に判断して、効果的・効率的に提供ができるものは、民間委託を進める。</p> <p>11 事務事業の執行について、民間等の手法とコスト比較を行い、経費の抑制を図る。</p>

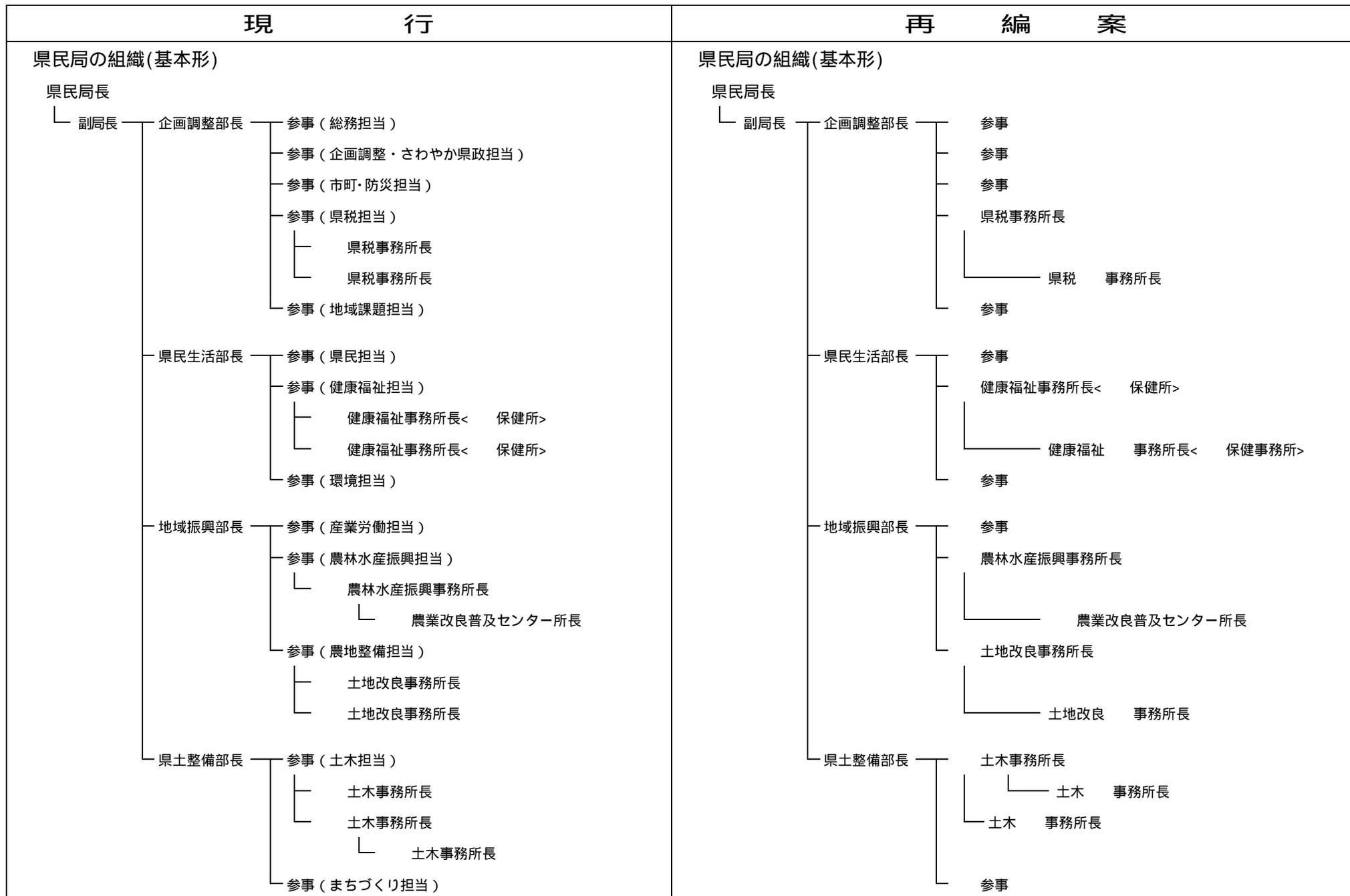
項 目	評 価 基 準
	<p>(公平性)</p> <p>12 特定の個人に対する給付については、関連制度等との均衡を考慮しつつ、受益と負担の適正化を図る。</p> <p>13 県民個人の資質向上を図ることを主たる目的とする講座、セミナー等で、民間の類似事業と比べ、負担が不均衡となるものについては、受益者負担を適正化する。</p>
	<p>新 た な 視 点</p>
	<p>1 限られた財源の重点配分と経費の効率化を図るため、既存施策の内容、実施主体、実施方法等について、以下の点を考慮の上、評価・検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参画と協働の推進によるNPOをはじめとする民間と県との役割分担 ・ 市町合併の進展による県と市町との役割分担 ・ 情報通信基盤等のITの活用 ・ 民間委託、PFI等民間活力の活用 <p>2 事業評価、政策評価手法の改善に努め、事業の有効性の徹底を図る。</p> <p>3 三位一体改革の具体的内容を踏まえ、国庫補助対象事業については、施策の内容、実施方法等について検討を行う。</p> <p>4 経済の活性化に向けた改革等の観点から進められている各般の規制改革を踏まえ、県施策の検討を行う。</p> <p>5 社会福祉施策について、国の社会保障制度改革の動向等を踏まえ、受益と負担の適正化、公費負担のあり方等の検討を行う。</p>

項 目	評 価 基 準
(3) 公的施設 (宿泊施設、文化・スポーツ・レクリエーション施設、貸館)	(必要性) 1 築後 20 年又は大規模改修後 10 年が経過し、利用状況が悪く、回復の見込みのない施設は、廃止する。
	(民間・市町との役割分担) 2 広く県民一般の利用を目的とする宿泊施設については、民間における同種の施設の充実を踏まえ、民間施設との競合が見られるなど、県として設置する必要性が低下している場合は、民間移譲又は公社等の自主的運営に委ねる。 3 施設利用者の大半が所在市町の住民であるなど、県として設置すべき広域性が低下している施設は、市町の意向を踏まえ、市町移譲を進める。 4 市町による同水準の施設整備が進んでいる施設については、市町の主体的な運営に委ねることにより、利用の促進、経営の効率化が見込まれる場合は、市町の意向を踏まえ、市町移譲を進める。
	(有効性・効率性) 5 経営の効率性が低い施設については、利用料金制の導入や、P F I 等民間活力の活用を検討する。
	新 た な 視 点
	1 国における公的施設の改革の趣旨を踏まえ、施設のあり方について検討を行う。 2 指定管理者制度への移行に当たっては、管理代行者として民間事業者を含めた検討を行う。

項 目	評 価 基 準
(4) 試験研究機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎研究は、原則として廃止する。 2 具体的な成果をあげることが困難で、県施策への反映が見込めない業務は廃止する。 3 対象者が減少していたり、県民等からのニーズが少ない業務、県民ニーズから乖離している業務は廃止、縮小する。 4 民間試験研究機関等で実施可能な業務は廃止する。 5 試験分析業務は、法定検査、プライバシーに関わる検査、権力性を伴う検査等を除き、廃止または民間委託を行う。 6 事業の見直し等により業務が縮小したり、機関や業務が類似している試験研究機関は統廃合する。
	新 た な 視 点
	<ol style="list-style-type: none"> 1 中期事業計画に基づき、それぞれの試験研究機関の特性を踏まえ、マネジメント・コーディネート機能の充実をはじめ、効率的な業務の推進を可能とする取組みを進める。 2 研究成果の社会還元や産学官連携の推進が求められる中、地域の技術支援機関としての役割を果たすため、大学や民間との役割分担や連携を図る。 3 地方独立行政法人制度を活用した効果的・効率的な運営の可能性を検討する。

項 目	評 価 基 準
4 自主財源の確保	<p>(県 税)</p> <p>1 課税客体の適正・的確な把握、徴収率の低い税目についての納期内納付の推進、計画的・効率的な滞納整理の促進等により、県税収入の最大限の確保を図る。</p>
	<p>(使用料・手数料)</p> <p>2 事業・施設運営経費等の節減を図りつつ、国及び他の地方公共団体並びに民間の類似事業・施設等との均衡を考慮し、受益と負担の適正化を図る。</p>
	<p>(財産収入等)</p> <p>3 保有している低・未利用の財産及び施設の統廃合による施設跡地で、今後県の公用・公共用としての利用の可能性が低い用地等については、民間等への売却を推進する。</p> <p>4 競馬収益金、宝くじ収益金等の収益事業収入については、民間及び市町の施設整備水準や県と市町との経費負担区分、事務事業の見直し等を踏まえ、成熟社会にふさわしい行政分野への重点投入を図る。</p>
	<p>新 た な 視 点</p>
<p>1 県税収入の確保に向けた取組みについて検討を行う。</p> <p>2 法定外税等について、兵庫県税制研究会の報告書において示された留意点を踏まえ、導入にあたっての課題等についてさらに検討を進める。</p> <p>3 法人関係税の超過課税について、税制改正の動向等も踏まえ、今後の延長について検討を進める。</p> <p>4 使用料・手数料について、施設の利用状況も踏まえ、引き続き受益と負担の適正化を図る。</p> <p>5 将来利活用が見込めない県保有の未利用地等について、引き続き売却処分を進める。</p> <p>6 三位一体改革の具体化に向けた検討にあたっては、地方の自主性・主体性の確保を基本として、十分な検討を行うよう、国に働きかけるなどの取組みを進める。</p>	

項 目	評 価 基 準
5 公 社 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的を達成した事業、需要が減少し、又は採算性が低く、今後回復を見込むことが困難な事業で公共的必要性が乏しいものは廃止、縮小する。 2 民間企業で類似の事業が実施され、公社等と同等又はそれ以上のサービスが提供されている場合は、廃止、民間移譲等を行う。 3 公的施設は、見直し基準に基づき、民間移譲、市町移譲又は公社等による自主的運営等の見直しを行う。 4 公社等の事業として継続する必要がある場合にも、可能な限り民間委託の徹底、委託先の集中化等による効率化を進める。 5 経営状況に対応した職員配置への見直し、給与制度の適正化等、経営管理の合理化・効率化を図る。 6 社会経済情勢の変化、設置目的の達成、事務事業の見直し等により、存在意義が乏しくなった公社等は廃止する。 7 設置の目的が類似、又は関連しており、統合により効率的、効果的な運営が期待できる公社等は統合する。 8 公社等の経営改善への自助努力を踏まえ、支援の公益性の観点から、県の財政的・人的支援の適正化を図る。 9 県が直接実施している事業について、公社等により機動的・弾力的な事業実施が可能な場合は、公社等を積極的に活用する。
	新 た な 視 点
	<ol style="list-style-type: none"> 1 13年度に実施した公社等の総点検に基づく見直しの状況や、指定管理者制度の導入、特殊法人改革などの環境変化を踏まえ、経営改善に向けた公社等の自主的な取組みへの支援や、統廃合の促進、県の支援の適正化などの取組みを進める。 2 民間企業や非営利団体の活動が拡大してきている状況を踏まえ、公社等への委託事業、補助事業について、必要性や優位性の検討を行う。 3 国における第三セクターの運営に関する指針の検討状況を踏まえ、第三者による経営評価やインターネットを活用した情報公開等、透明性の確保に向けた取組みを進める。



社会資本（基盤整備）の施策体系及び主な整備内容

資料 3

施策体系	主な整備内容	事業費ウエイト			
		H10	現行方策 (H12~20)	実績 (H12~15)	計画 (H16~20)
1 安心して暮らせる「県土・まち・むらを守る」		37%	38%	37%	39%
災害に強い安全な県土の保全	治山・ため池改修 河川・ダム・砂防・海岸整備 道路災害防除 情報防災 等				
安全・安心な地域づくりの推進	都市防災に資する街路整備 防災機能の向上に資する緊急輸送道路・耐震岸壁の整備 都市防災に資する再開発・区画整理事業 防災機能を持つ公園整備 等				
公共施設の管理	公共施設（道路、河川等）の適正な維持管理 等				
2 兵庫の魅力を高める「県土・まち・むらを創る」		41%	37%	37%	32%
(1) 重点的に整備を進める事業		26%	27%	28%	27%
連携・交流の促進	広域的連携交流を支援する地域高規格道路の整備 高規格幹線道路等のインターへのアクセス道路の整備 国道等の幹線道路の整備 広域農道の整備 交流拠点の整備 等				
持続的発展に向けた基盤整備	農林水産物の付加価値を高める施設等の整備 農地・農業施策の維持向上のための施設等の整備 地域産業プロジェクトや生活の基盤となる道路の整備 港湾機能の高度化 等				
活力ある都市づくり	都市の骨格となる街路整備 連続立体交差事業 中心市街地の活性化を図る再開発・区画整理事業 都市と農村の交流・広域レクリエーション機能を持つ公園整備 等				

施策体系	主な整備内容	事業費ウエイト			
		H10	現行方策 (H12~20)	実績 (H12~15)	計画 (H16~20)
(2) 事業量の減少を見込む事業	小型船を対象とした係留施設の充足率を向上させる事業 ほ場整備の整備率を向上させる事業 生活排水処理率を向上させる事業	15%	10%	9%	5%
3 豊かさを実感できる「県土・まち・むらを育てる」		22%	25%	26%	29%
全ての人にやさしい生活空間づくり(ユニバーサルデザイン)	農業高齢者を対象としたデイケアサービス施設の整備 人にやさしい歩道整備(幅広歩道、歩道のリニューアル等) 等				
快適な生活環境の創出	良好な住環境の確保(良好な市街地形成を図る街路整備、低騒音舗装等) 良好な住宅・宅地の供給促進(再開発・区画整理事業等) 美しい景観の保全と創造(電線類地中化、緑化、瀬戸内なぎさ回廊) 住みよい農産漁村づくり(集落道路、コミュニティセンター、公園等)等				
生活利便性の向上	公共交通の利便性向上のための街路整備 ポートパークの整備 道路情報システム・地域情報システムの整備 渋滞交差点の改良等の円滑な交通を確保するための道路整備(渋滞交差点解消プログラム) 合併支援県道整備 等				
環境の保全・創造	森林保全・再生(造林・森林整備等) 水質の保全・再生(下水の高度処理等) 環境学習機能をもつ公園・緑地整備 自然環境の保全・創造(川の自然再生、緑地保全、水産資源の保護・育成等) 太陽光発電等の自然エネルギーの活用 等				

後期5か年の取組みに基づく今後の財政見通し(15年度最終予算(見込)をベースとした試算)

資料 4 - 1

見直しによる効果額試算

[効果額は事業費ベース、()は一般財源ベース]

(単位:億円)

区 分	平成16～20年度効果額		構成比	説 明
	合 計	平 均		
人 件 費	(830) 1,044	(166) 208	33.2%	事務事業の見直し等に伴う定員削減、給与改定の実施、退職手当見直し等
行 政 施 策	(848) 2,016	(170) 404	64.1%	
投 資 事 業	(365) 1,528	(73) 306	48.6%	
補 助 事 業	(202) 1,000	(40) 200	31.8%	事業費1,700億円
単 独 事 業	(135) 500	(27) 100	15.9%	事業費1,700億円
公 債 費	(28) 28	(6) 6	0.9%	投資事業の縮減に伴う公債費の減
事 務 事 業	(483) 488	(97) 98	15.5%	事務事業の見直し (福祉医療制度の効果額については、見直し内容に基づいているが、実施上の留意事項を踏まえて見直す。)
自 主 財 源 の 確 保	(87) 87	(17) 17	2.7%	
県 税 収 入	(75) 75	(15) 15	2.3%	税収確保対策の推進
公 有 財 産	(12) 12	(2) 2	0.4%	普通財産等の売却
計	(1,765) 3,147	(353) 629	100.0%	

後期5か年の取組みに基づく今後の財政見通し（平成15年度最終予算(見込)ベースによる試算）

資料 4 - 2

- 1 平成15年度最終予算(見込)をベースに試算し、16年度のみ16年度当初予算に置き換えている。
- 2 平成15年度に見込まれた収支不足額2,550億円は解消される。
- 3 三位一体改革の進行状況を踏まえながら、必要に応じて今後の財政見直しを見直す。
- 4 平成16年度当初予算においては、特別対策として、退職手当債の発行や企業会計からの借入を行っている。

(単位：億円、%)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計(16~20)
歳入	県 税	6,100	6,330	6,260	6,420	6,570	6,770	32,350
	地 方 交 付 税	5,100	4,530	5,300	5,200	5,400	5,600	26,030
	そ の 他	300	340	300	300	300	300	1,540
	歳 入 計 A	11,500	11,200	11,860	11,920	12,270	12,670	59,920
歳出	人 件 費	4,900	4,930	4,850	4,930	5,070	5,070	24,850
	公 債 費	2,500	2,490	2,560	2,370	2,520	2,610	12,550
	県 税 交 付 金	1,800	1,860	1,800	1,800	1,850	1,900	9,210
	行 政 経 費	2,550	2,500	2,600	2,690	2,710	2,750	13,250
	投 資 的 経 費	850	810	840	830	820	820	4,120
	補 助 事 業	400	350	370	360	350	350	1,780
	単 独 事 業	450	460	470	470	470	470	2,340
歳 出 計 B	12,600	12,590	12,650	12,620	12,970	13,150	63,980	
収支不足額(A-B) C		1,100	1,390	790	700	700	480	4,060
財源 対策	既 対 策 分 D	900	750	450	350	300	100	1,950
	追 加 対 策 分 E	200	440	340	350	400	380	1,910
	特 別 対 策 分 F	-	200	-	-	-	-	200
対策後の収支不足額(C+D+E+F)		0	0	0	0	0	0	0

起 債 制 限 比 率	14.2	14.8	15.1	15.0	15.1	15.3
-------------	------	------	------	------	------	------

(試算の前提)

- (1) 歳入
- 経済成長率 : 0.5%、1.4%、2.1%、2.5%、2.9% (16年1月内閣府試算)
 - 県税、その他収入 : 最終見込×経済成長率×1.1(弾性値)
 - 交付税 : 最終見込×経済成長率×1.2(弾性値)
- (2) 歳出
- 人件費 : 退職手当を除く人件費(現員現給): 経済成長率に応じた給与改定の伸び率を試算
: 退職手当: 現時点で見込まれる定年退職者等を勘案して試算
 - 公債費 : 既発行分は償還計画に基づき、新規発行分は今後の発行見込額から試算
 - 県税交付金 : 県税収入の推計値を基に試算
 - 行政経費 : 今後の取組みに基づく見直しを考慮して試算
 - 投資的経費 : 国庫補助事業は毎年度平均1,700億円、県単独事業は毎年度平均1,700億円で試算

今後の財政見通し（平成15年度最終予算（見込）ベースによる試算）
 [後期5か年の取組みに基づく改革を実施しない場合]

資料 4 - 3

（単位：億円）

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計(16～20)
歳入	県 税	6,100	6,150	6,250	6,400	6,550	6,750	32,100
	地 方 交 付 税	5,100	5,250	5,300	5,200	5,400	5,600	26,750
	そ の 他	300	300	300	300	300	300	1,500
	歳 入 計 A	11,500	11,700	11,850	11,900	12,250	12,650	60,350
歳出	人 件 費	4,900	4,900	4,900	5,000	5,100	5,150	25,050
	公 債 費	2,500	2,500	2,550	2,350	2,500	2,550	12,450
	県 税 交 付 金	1,800	1,750	1,800	1,800	1,850	1,900	9,100
	行 政 経 費	2,550	2,600	2,700	2,800	2,800	2,850	13,750
	投 資 的 経 費	850	900	900	900	900	900	4,500
	補 助 事 業	400	400	400	400	400	400	2,000
	単 独 事 業	450	500	500	500	500	500	2,500
	歳 出 計 B	12,600	12,650	12,850	12,850	13,150	13,350	64,850
収支不足額(A-B)C		1,100	950	1,000	950	900	700	4,500
財源対策D(県債等)		900	750	450	350	300	100	1,950
対策後の収支不足額(C+D)		200	200	550	600	600	600	2,550

（試算の前提）

（1）歳入

- 経済成長率 : 0.5%、1.4%、2.1%、2.5%、2.9%（16年1月内閣府試算）
- 県税、その他収入 : 最終予算×経済成長率×1.1（弾性値）
- 交付税 : 最終予算×経済成長率×1.2（弾性値）

（2）歳出

- 人件費 : 退職手当を除く人件費（現員現給）：経済成長率に応じた給与改定の伸び率を試算
 : 退職手当：現時点で見込まれる定年退職者等を勘案して試算
- 公債費 : 既発行分は償還計画に基づき、新規発行分は今後の発行見込額から試算
- 県税交付金 : 県税収入の推計値を基に試算
- 行政経費 : 措置費・医療費等義務的経費及び事業費1億円以上については所要額を見込む
 : その他の経費は、経済成長率並の伸び率を見込む
- 投資的経費 : 国庫補助事業は毎年度1,900億円、県単独事業は毎年度1,800億円で試算